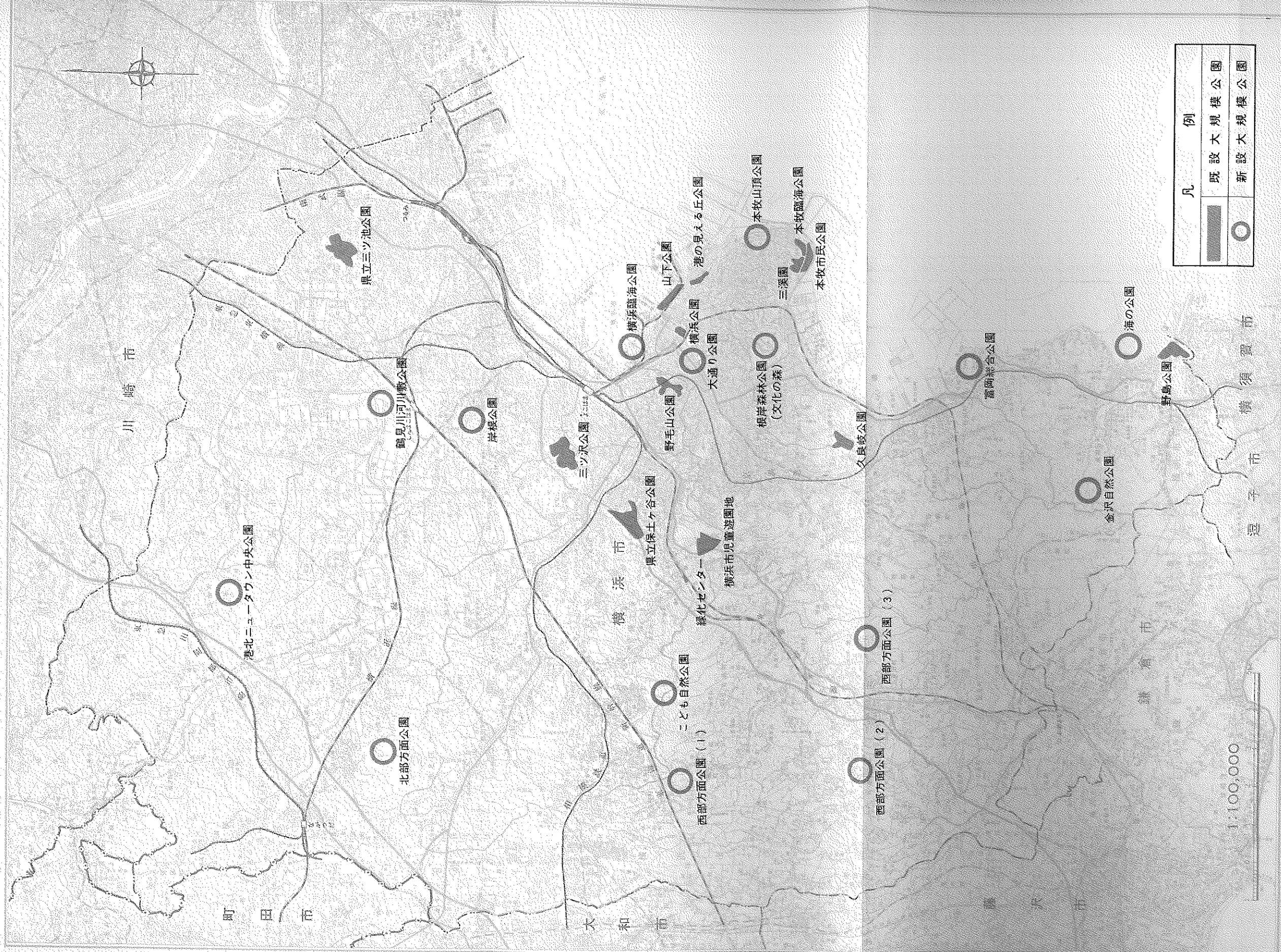


大規模公園配置計画図



事業計画表

事業名	事業内容	
	公園名	計画面積 概要
大規模公園の新設	富岡総合公園	20.2 ^{ha} 樹木の保存と運動施設の配置
	岸根公園	13.4 各種運動施設, 自由広場, 樹林地の整備
	大通り公園	3.6 都心のプロムナード
	こども自然公園	52.6 自然の中でレクリエーションが楽しめる公園
	海の公園	65.0 海をテーマとした各種レクリエーションが楽しめる公園
	金沢自然公園	66.0 自然豊かな動・植物園
	根岸森林公園(文化の森)	68.0 ヨコハマの中心地の静かな森林公園, 将来は文化施設を配置
	本牧山頂公園	18.7 眺望を生かした緑豊かな散歩道
	港北ニュータウン中央公園	19.4 丘陵地の自然を生かした市北部の総合的公園
	横浜臨海公園および水際線緑地	50.0 水際線を市民に開放
	鶴見川河川敷公園	15.0 河川敷を利用し, 各種レクリエーション施設を配置
	北部方面公園	20.0 自然山林を生かした公園
西部方面3か所	計 53.2 公園の不足している西部方面に2か所の運動公園, 1か所の総合公園を設置	
小計		465.1
大規模公園の拡張・再整備	港の見える丘公園 久良岐公園 横浜市児童遊園地・こども植物園 横浜公園	10.0
小計		10.0
住区公園の新設	地区スポーツ公園 近隣・児童公園	20.0 445.0
小計		465.0
総計		940.1

第3章 市民生活

第1節 保健医療

長期目標

- 1 市民、医療機関、医療団体、保健所が一体となって、市民の健康を保持・増進する体制を確立する。
- 2 母子保健、成人病対策等、疾病の予防・発見のための対策を強化する。
- 3 地域中核病院を方面別に配置し、医療機関の地域的偏在の解消に努めるとともに、医療水準の向上をはかる。

〔I〕 地域保健

<現状と問題点>

従来の衛生行政の中心であった結核、伝染病、母子衛生対策は、近代医学の進歩、公衆衛生および生活水準の向上等によって、その様相を変えつつある。

一方今日的課題として、成人病、難病、精神障害、日常生活に欠かせない食品・医薬品の与える危険性、公害による健康障害等が新たにクローズアップされてきており、従来とは異なる一貫した保健医療体系およびその有効な機能が要求されてきている。

1 本市は、地域保健の中心機関として15か所の保健所を有している。保健所の業務は、法令に拘束される傾向が強いが、その今日的あり方については上記の新たな緊急課題の解決をめざして、国、県、市の各段階において検討がすすめられており、本市でも地域保健の中心機関としてその独自性を打出していかなければならない。また、本市では人口の急増により、各保健所所管の人口に相当の格差があり、これらの緊急課題に対応すべく、機能に応じた適正配置を行なっていく必要がある。

2 死因順位の上位にあげられる成人病、老人病については、日常的な健康管理、相談・検診の強化、治療体制の整備により、早期発見・早期治療のための対策を強化する必要がある。(表一1)

法定伝染病については、発生件数が大幅に減少している一方で、予防接種による副作用が種々の事故をおこしており、法定伝染病対策の再検討がなされなければならない。また、麻疹、水痘等、その感染性および症状の社会的影響が大きく隔離の必要のあるものが出てきているが、これらは法定伝染病対策の再検討とあわせて対応していかなければならない。

表一1 5大死因順位の変遷

(対人口10万人)

年	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	実数(率)	死因	実数(率)	死因	実数(率)	死因	実数(率)	死因	実数(率)
25年	全結核	1,415 (149.3)	中枢神経系の血管損傷	934 (99.5)	悪性新生物	687 (72.5)	老衰	422 (46.6)	肺炎	413 (45.6)
30年	中枢神経系の血管損傷	1,127 (112.7)	悪性新生物	867 (76.3)	心臓の疾患	610 (51.4)	全結核	583 (50.6)	老衰	575 (34.7)
35年	"	1,649 (122.6)	"	1,182 (87.9)	"	822 (61.1)	老衰	744 (55.3)	肺炎	410 (30.5)
40年	"	2,065 (118.4)	"	1,622 (93.0)	"	1,040 (59.6)	"	774 (44.4)	"	452 (25.9)
47年	脳血管疾患	2,307 (94.8)	"	2,262 (93.0)	"	1,321 (54.3)	不慮の事故	646 (26.6)	肺炎 気管支炎	455 (18.7)

都市化の進行は、人間の疎外感を増幅し精神障害者の増加を招くと言われるが、その実態は必ずしも明らかではない。

厚生省調査の発生率推計では、本市の障害者は32,000人弱と考えられる。この問題に関しての大きな障害は、市民の社会的偏見であり、障害者の治療と社会復帰には相当の期間と周囲の愛情が不可欠であることを考えると、その偏見の除去は時間をかけても積極的に行なう必要がある。

また、収容施設の不足、在宅の障害者のための通院施設の不足に対しては、可能な限り国・公立の施設を充実しなければならない。

母子保健については、本市は、母親教室、妊産婦検診、乳児検診、3才児健康診査等を積極的に実施してきているが、この時期がその後の成長に大きな影響をもつことから、今後ますます充実していかなければならない。

疾病一般に関してその解決は、早期発見と早期治療が第一であり、定期検診の充実強化、とくにその機会の少ない主婦、老人、自家営業者および低所得者層の受診率の向上が今後の課題である。

3 生活環境の向上と変化に伴い、食品の安全性および中高層ビルの衛生管理が問題となっている。

すなわち、従来の食中毒防止を中心とした食品衛生行政は、近年食品添加物の毒性および重金属・残留農薬が人体に大きな危険を与えるに至って、食品の安全性確認が焦眉の急となり、本市としても従来以上に研究・検査体制の整備充実を急がなければならない。

また、大型化していくビルディング、地下街については、多数の人が利用し生活する建築物という点から、その健康を守るため、空気調整、給排水および清掃の面の指導強化をはかっていかなければならない。

- 4 火葬場・墓地については、現在の保有施設では増大する市民の需要に応じ切れないので、施設を充実していく必要がある。
- 5 衛生研究所は、市民の公衆衛生の向上に寄与するため、昭和34年に設立されて以来、多大な研究・調査により成果をあげてきたが、今日的課題、とくに市民の日常生活に欠かせない食品の毒性検査等の充実のため整備拡充の必要がある。

<計 画>

医師会、歯科医師会、薬剤師会などの専門団体、保健指導員をはじめとする住民組織、保健所等の関係行政機関が緊密な連携を保って、それぞれがみずからの役割を分担することにより、市民をとりまく生活環境の向上、疾病の予防および健康の増進をはかる。

1 保健所の整備と地域保健計画事業の強化

- (1) 人口急増区に保健所支所を建設し、また、既設保健所を改築整備して、地域における保健衛生の向上と増進のための中心機関としての保健所の充実強化をはかる。
- (2) 地域の住民および各種団体と共同してその地域の特性に応じた保健計画を策定し、この計画にもとづいて保健指導、検診等を実施することにより、住民の手で住民の健康を増進して行く体制を全市的に確立する。

2 成人・老人病対策の強化

予防知識の普及・生活指導等衛生教育の充実、検診車による婦人・胃・循環器などの集団検診の機能強化等によって、早期発見をはかる。また、老人病医療施設を建設するほか、地域総合病院に成人病部門などの特殊機能をもたせることによって、早期治療をはかるとともに、特別養護老人ホームとの連携を強化する。

3 感染症対策の強化

法定伝染病、およびその他の社会的影響の大きい新たな伝染性疾患を対象にした収容・治療体制の確立をはかるため、万治病院を改築し、検疫伝染病棟および感染症病棟を整備する。

また、予防接種による事故や副作用が問題になってきているので、接種の種類や方法を再検討するための委員会の設置を検討する。

4 精神衛生対策の強化

精神衛生相談員および医療ケースワーカーによる在宅の精神障害者への相談・指導を強化する。また、市民の精神衛生に関する知識の普及と啓もうをはかるとともに、精神障害者の相談・指導・検査を行なうための施設の整備を検討する。

5 母子保健対策の強化

医療機関および開業助産婦の積極的参画を得て、保健所との機能分担と連携のもとに、一貫した母子保健対策を推進する。母親教室等の母子保健教育の充実、妊産婦健康

診査、3歳児健康診査の受診率向上と診査内容の充実、心身障害児等の訪問指導の強化、母子保健に関する資料の収集とその活用等に積極的に取り組んでいく。

6 食品衛生指導・検査業務の強化

- (1) 食品衛生パトロール班を拡充して、食品関係営業施設に対する監視指導を強めるとともに、保健所、衛生研究所などの検査機関とも十分な連携をとりながら食品検査機能を強化する。
- (2) 中央卸売市場本場・南部市場および食肉市場の食品検査部門を新設または拡充することによって、市場の検査機能を強化する。

7 建築物衛生指導の推進

多数の人が利用する百貨店、地下街、事業所等の建築物の屋内環境衛生の指導を推進する。

8 墓地・火葬場等の整備

墓地不足に対処するため、市民墓園を建設し、あわせて市民の憩いのための緑地空間を確保する。

また、戸塚火葬場を増強整備するほか、新たに1か所建設する。

9 検査・研究体制の強化

- (1) 衛生研究所、公害研究所、保健所、市場検査所のほか環境事業局、下水道局などの試験検査機関との連携と調整をはかりながら各種検査・研究体制を整備強化する。
- (2) 市内の保健所を数ブロックに分けて、保健所ごとに検査機能を特化し、ブロック単位で独立の検査機能が発揮できるよう整備する。
- (3) 衛生研究所に有害物の毒性試験研究部門を新設し、食品添加物、微量有害物質、環境汚染物質などの急性・慢性毒性およびそれが人体に及ぼす影響に関する試験研究を行なう。また、ウイルス性疾患の流行予測、有害物質を含む家庭用品の試験など生物部門および理化学部門の強化拡充をはかる。

事業名	事業内容
保健所	保健所支所の建設 3か所 保健所の増改築 2か所 (鶴見・鶴見第2)
市場検査所	南部市場食品衛生検査所の開設 中央卸売市場本場食品衛生検査所の拡充 食肉衛生検査所の拡充
万治病院 (感染症センター)	検疫伝染病棟 20床 感染症病棟 40床 法定伝染病棟 120床
火葬場	戸塚火葬場 焼却炉6基 新設1か所 焼却炉6基
市民墓園	1か所
動物焼却場	1か所

〔Ⅱ〕 地域医療

＜現状と問題点＞

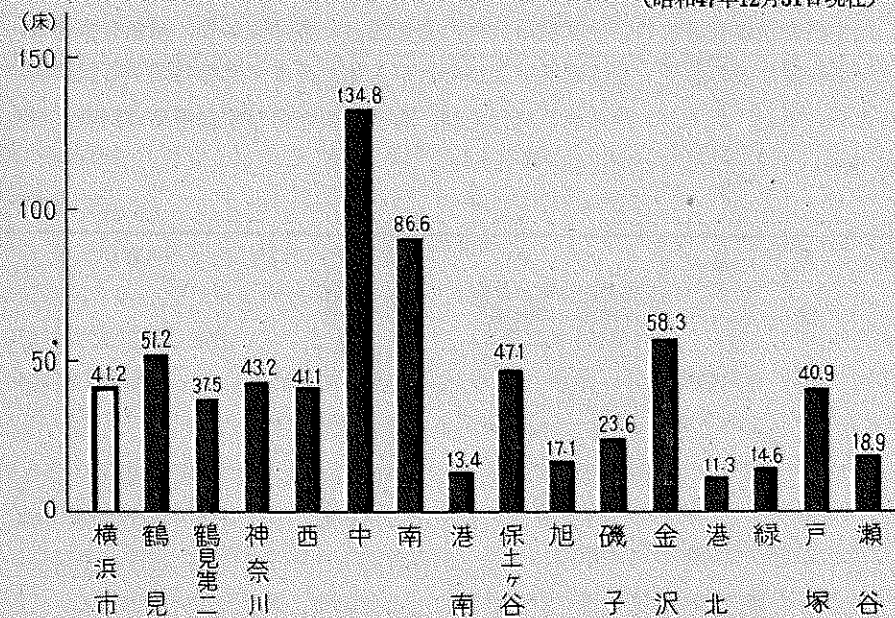
1 人口の急激な増加，疾病構造の複雑化等にもなって医療需要は急増している。本市はこれまで市民病院および市立大学付属病院に約650床を増床してきたが，市内の医療施設は他都市と比較してまだ不足している。（表一）これは，人口急増に医療施設の整備が追いつかないためである。とくに，開発の激しい郊外地域における不足が著しく，地域的偏在が強く現われている。（図一）

表一 病床率比較（人口1万対）
（昭和47年12月31日現在）

区 分	全 国	指 定 都 市	本 市	国の目標基準
病 院 病 床	103.1	101.6	66.4	—
一 般 病 床	59.8	74.8	41.2	64.0
精 神 〃	24.1	15.2	16.3	25.0
結 核 〃	15.8	10.4	7.7	23.0
伝 染 病 〃	3.4	1.2	1.2	—

※ 1 全国の病床率は昭和46年12月31日現在
2 国の目標水準は，「医療法第7条の2第1項の必要病床数の算定において病床の種類並びに市町村及び特別区の区分に応じて人口に乗ずる数値を定める件」（昭和43.12.28厚告508）による。

図一 保健所別，病院一般病床率（対人口1万人）
（昭和47年12月31日現在）



- 労働時間の短縮化，医療技術者の全国的不足等のため，休日・夜間における救急患者に対する医療の確保が困難になっている。救急車の出場件数は，人口の増加に対応して急激に増加しており，休日は平日の約30%増になっている。そのうち，急病人関係の伸び率が高い点，および病院紹介の要望が119番を通じて多くなされている点からも，救急医療体制の確立が急務である。今日では，救急患者の搬送体制が強化され，救急医療機関の整備も漸次すすめられているが，なお，その診療機能，受入れ体制，地域的配置などの面で問題が残されている。
- 医師，看護婦等の医療技術者の不足は，医療機関の整備をはじめ当面する医療問題の大きなあい路になっている。
- 医療は，すべての人々に平等に与えられなければならないが，今日の医療保険制度のもとでは乳幼児をはじめとする被扶養者や，低所得者の比較的多い国民健康保険の加入者には，30~50%の自己負担が定められており，このために，受療の必要があっても十分な治療が受けられないとか，高額な医療費のため，生活が困窮するなどの問題が生じている。

＜計 画＞

医師会，歯科医師会をはじめ医療関係諸団体と相互に密接な連けいを保ちつつ，その協力を得て，病院，診療所の適正配置をはかるための条件をつくっていく。
また，救急医療体制の整備をすすめるとともに，国に対して医師，看護婦等の全国的な慢性的不足の解消と医療保険制度の抜本的改革を強力に要請する。

1 医療機関の整備

- 郊外部の医療施設の不足に対処するため，方面別に地域医療の中核となる総合病院を3か所新設する。これらの病院には，一般診療科目のほかに，成人病，老人病，小児医療，救急医療などの特殊機能をもたせる。また，これらの病院は，民営を基本とし，建設，運営の具体的な方法については今後，関係方面と協議のうえ検討するが，本市はこれらに対して土地提供等の援助を行なう。
- 港湾病院を現在の122床から300床に増床する。
- 老人病医療施設を建設し，機能回復訓練施設を整備する。
- 二ツ橋学園を増改築して，小児アレルギーの軽症患者のほかに重症患者および外来患者の治療もあわせて実施し，小児慢性疾患医療の充実をはかる。
- 郊外部の宅地開発などの指導にあたっては，病院，診療所の適正な配置が可能となるよう条件づくりをあわせて指導していく。

2 休日・夜間救急医療体制の整備

- 市民病院に救急医療施設を整備するとともに，市立病院等の一般救急医療施設の整

備・強化をはかる。

- (2) 地域医師会による休日急患診療所の建設を助成し、各区に1か所配置する。また、民間の救急指定病院および診療所の救急診療の促進をはかる。

3 医療技術者の確保

看護婦養成施設を1か所建設するとともに、市立大学医学部付属高等看護学院を看護短大にすることを計画し、看護婦の養成およびその確保をはかる。また、医師会看護婦養成施設の建設を助成するとともに、潜在看護婦の確保につとめる。

看護婦、助産婦等の女子医療技術者に宿舎を提供するため、共同看護婦宿舎を建設する。

4 医療費公費負担制度の拡充

乳幼児の健全な心身の発達のため、また、老人や心身障害者が安心して受療できるようにするため、関係機関と協議してこれらの人々に対する医療費の援助制度を拡充するとともに、難病、小児特定疾患など治療期間が長く、治療費が高額な疾病に対する医療費の公費負担の拡充をはかる。

また、医療保険制度の充実を国に強く要請する。

事業名	事業内容
地域総合病院	方面別に3か所設置 合計 1,500床
港湾病院	122床を300床に拡張 (労災医療施設、救急医療施設等を含む。)
老人病医療施設	68床
二ツ橋学園	100床を180床に拡張
休日・夜間救急医療施設	医師会休日診療所設置助成 10か所 市民病院救急病床 24床
看護婦養成施設	高等看護学院1か所 1学年定員50人 医師会看護婦養成施設建設助成 1か所
共同看護婦宿舎	1か所 定員 50人

第2節 社会福祉

長期目標

- 1 老人、身体障害者等身体的ハンディキャップを有する市民も、一般市民と同様に都市生活が営めるよう、都市施設をはじめ各種公共的施設を改善し、また、就労の機会と場を提供するなど市民の理解と協力を得て明るい社会環境をつくり、福祉都市の建設をめざす。
- 2 児童・青少年の健全な育成のため、保護・相談機能を強化する一方、遊び場・公園等の整備および民間の指導者の確保をはかる。
- 3 働く母親とその子供たちのため、保育所定員を現在の11,000人から、25,000人にする。
- 4 すべての老人が地域社会とつながりをもって、健康で明るい生活が送れるように、老人のための憩の施設を整備するとともに、働く場所を提供していく。一方、援護を要する老人に対しては、老人ホームの建設、家庭奉仕員制度等の整備充実をはかる。とくに、ねたきり老人のための施設は現在の3倍にふやす。
- 5 心身に障害のある人々とその家族が、安心して毎日の生活が送れるように療育、訓練、更生のための諸施設を重点的に整備するとともに、在宅障害者対策を充実する。

〔I〕 社会環境整備

<現状と問題点>

- 1 道路をはじめ、鉄道・バス等の交通機関、区役所、公会堂、デパート等の公共的施設など一般の市民が自由に利用している施設のほとんどが、老人、身体障害者等身体的ハンディキャップを有する市民にとっては利用上極めて不便になっており、これが一般市民との融和を妨げる大きな原因になっている。
- 2 一方、これら市民に対する就労の機会も極めて限られており、その多くが低所得や住宅難に悩むなど生活環境は依然として改善されていない。
- 3 本来、社会福祉事業の円滑な推進のためには、国、県、市相互間の適正な責任分担のほか、民間の社会福祉事業諸団体およびボランティア等の相互の密接な連携も不可欠のものであるが、現実にはこれらの活動が個々に行なわれ、また、ハンディキャップを有する市民に対する一般市民の理解と友情も極めて不十分なのが実情である。

〈計画〉

住宅をはじめ、新設・既設の各種公共施設等を順次改善し、また、ハンディキャップを有する市民に対する就労の機会と場の提供、各種生活相談の実施などを民間諸団体および市民の協力を得て強力に推進する。

1 公共施設等の改善

(1) 市施設の改善

今後建設あるいは改築・改修する道路、交通機関、庁舎、公会堂、公園、図書館、体育館、病院などの市民施設については全部、既存施設については可能なものから順次、身体的ハンディキャップを有する市民も自由にかつ安心して利用できる施設に改善する。

(2) 市以外の施設の改善

国、県、公社公団等が設置・管理する施設、鉄道およびデパート、スーパーマーケット等民間施設についても、市民が自由に利用できる市民的施設については、その改善を強力に要請するとともに、民間の宅地造成事業における公共的施設等改善の指導を強化する。

2 福祉住宅の建設

母子・老人・心身障害者世帯の市営住宅への優先入居を推進するため、市営住宅の20%を福祉住宅とする。とくに、車いす使用者のための住宅設計には特別の配慮をする。

3 就労の機会と場の提供

老人、心身障害者等については年金の充実等所得保障も必要であるが、働く意欲と能力をもちながら就労の機会に恵まれないこれらの人々に就労の場を提供するとともに、精神薄弱者の訓練、更生の場ともするため福祉工場を建設する。また、高令者に対する職業相談や軽作業の提供などを積極的に推進する。

4 社会福祉総合センターの建設

民間の社会福祉関係諸団体が相互に密接な連絡を保ちつつ活動できる拠点として、また、母子、老人、心身障害者等も自由に相談にきたり、相互に交流しながら活動できる拠点として、社会福祉総合センターを建設する。

公共施設等の改善項目

区分	改善項目
公営住宅	1 全市営住宅の20%を福祉住宅にする。 2 心身障害者入居住宅の出入口扉、便所、浴室、台所、収納場所、室内の段差・スペース等について、設計上配慮する。
道路	1 すべての歩車道段差を解消する。 2 横断歩道に点字ブロック、音・触覚知信号機を設置するとともに、歩道橋を利用できない人の横断歩道の確保について検討する。 3 歩道上の危険・障害物を撤去し、通行可能な幅員の確保をはかる。

区分	改善項目
交通機関	1 自動販売機、改札口、ホームの白線等の改良・改善を行なうほか、発車合図ランプの設置、専用乗車口の設定等を行なう。 2 準低床式バスの採用、バス停留所の改善、ラッシュ時間帯以外の盲導犬の乗車等を推進する。
公共公益施設	1 市・区庁舎、病院、公会堂、図書館、体育館、公園等の出入口扉・通路、手すり、便所、エレベーター、案内板、窓口カウンター、客席等を改善・改良する。

〔Ⅱ〕 児童・青少年

〈現状と問題点〉

1 本市は昭和38年以来、「子供を大切にす市政」を目標に、ちびっこ広場、ちびっこプールをはじめ、青少年のためには各区に青少年図書館を建設するなど、児童・青少年のための諸施策を積極的に推進し相当の効果をあげてきた。しかし、養護を必要とする幼児の増加などにもみられるように、児童・青少年の家庭・社会環境にはまだまだ問題が多い。

2 近年、既婚婦人の著しい職場進出にともなって、保育所増設の要望は極めて強くなっている。そのため、本市では昭和46年以来、公立保育所建設数を年間10か所にふやした結果、10年前に比べ約8倍の公立保育所を有するに至った。(表-1) しかしなお、市民の要望には応じきれない状況である。

これは、人口急増に加えて、本市の児童出現率が全国平均に比べて高いという事実が、保育所需要を一層増大させているからであると考えられる。今後もこうした傾向はますます強まるものと予想され、これに用地取得難が重なって、本市の努力だけでは市民のすべての要望を満たすことは極めて困難である。保育所に対する現在の国の財政負担制度の大幅改善や土地問題に対する抜本的な対策が急務となっている。

このほか、保育については、幼保一元化をめぐる保育所と幼稚園との関係、家庭と保

表-1 保育所整備状況 (各年度末現在)

年度	施設数			定員		
	公立 か所	私立 か所	計 か所	公立 人	私立 人	計 人
38	7	53	60	401	3,916	4,317
40	13	57	70	861	4,555	5,416
44	25	67	92	1,725	5,914	7,639
47	54	74	128	3,725	7,404	11,129

※ 昭和47年度分には、次年度へ繰越したものを含む。

育所とのあり方、保母の確保と保育内容の問題、学童保育と地域社会との連けい、企業側の協力姿勢の問題など、解決すべき多くの問題が指摘されている。

- 3 現代の児童・青少年問題は、単に、健全な利用施設の不足から生じるものばかりではなく、家庭と地域社会における過保護と無関心から生じるものも少なくないため、家庭、地域、学校等が一体となって健全な児童・青少年を育成していかなければならない。

<計 画>

すべての児童・青少年が明るく健康に育つように保護育成していくことは社会全体の責任である。このため、本市は必要な施設の整備など児童・青少年のための環境づくりを積極的にすすめるとともに、学校、家庭、地域など一体となって児童・青少年の健全育成を推進する。また、児童の健全な育成と資質の向上ならびに家庭生活の安定をはかるため、児童手当などの拡充を検討するとともに、国に対してもこれを強く要請していく。

1 児童福祉対策の強化

- (1) 児童相談所を市の北部および南部方面に各1か所建設し、相談・判定機能、在宅障害児対策を強化する。
- (2) 幼児を中心とした養護施設を2か所新設するほか、民間の養護施設の建設を助成する。
- (3) 教護院を整備して、定員増および児童、職員の処遇の向上をはかる。

2 母子家庭対策の充実

- (1) 老朽化した母子寮を改築するとともに、母子家庭の自立の援助と市営住宅への優先入居を推進する。
- (2) 福祉事務所における相談・指導業務を強化するとともに、母子および寡婦福祉資金の充実をはかる。

3 保育所の建設

- (1) 市立保育所を90か所建設し、民間保育所40か所の建設を助成する。また、老朽施設を改築し、あわせて定員増をはかる。
- (2) 保育所の建設規模を現在の60人定員から100人～150人定員に逐次増員し大型化をはかる。
- (3) 乳児保育を逐次拡充するとともに、障害児保育を実施する。
- (4) 大企業に対しては、企業内保育の実施、または育児休職などの制度の確立を要請する。

4 児童・青少年の健全育成

- (1) ちびっこ広場、ちびっこプール、子供の遊び場、少年広場等の増設、および道路開放を推進する。

- (2) 児童公園、近隣公園、スポーツ公園、自然公園、サイクリングロードなどを積極的に整備する。
- (3) 小・中学校の校庭、プール、体育館の開放を推進する。
- (4) 青少年の共同学習の場・交歓の場として、宿泊研修施設と野外活動センターを建設する。また、学習、スポーツ、クラブ活動等のため、今後建設する地域体育館、地区センターなどの施設を児童・青少年にも広く開放する。
- (5) 児童・青少年の芸術、科学、スポーツ等の総合施設として、児童文化センターを建設する。
- (6) 小学校の高学年から中学・高校生程度を対象に、地域を基盤とした文化、スポーツ等のクラブを育成する。
- (7) 地域の有能なボランティアによる青少年に対する有機的な指導体制を確立するため、ボランティア協会を設立する。

目 標 水 準

区 分	昭 和 47 年 度 定 員			昭 和 60 年 度 定 員		
	市 立	市 立 外	計	市 立	市 立 外	計
養 護 施 設	96人	659人	755人	216人	819人	1,035人
保 育 所	3,725	7,404	11,129	13,525	11,404	24,929

※ 昭和47年度定員には、次年度へ繰越したものを含む。

事 業 計 画 表

事 業 名	事 業 内 容
児 童 相 談 所	新設 2か所 (北部方面および南部方面)
養 護 施 設	新 設 2か所 民間建設補助 3か所
教 護 院	寮舎・管理学習棟の増改築
母 子 寮	改築 1か所 民間施設改築補助 1か所
保 育 所	新 設 90か所 増 改 築 5か所 民間建設補助 40か所

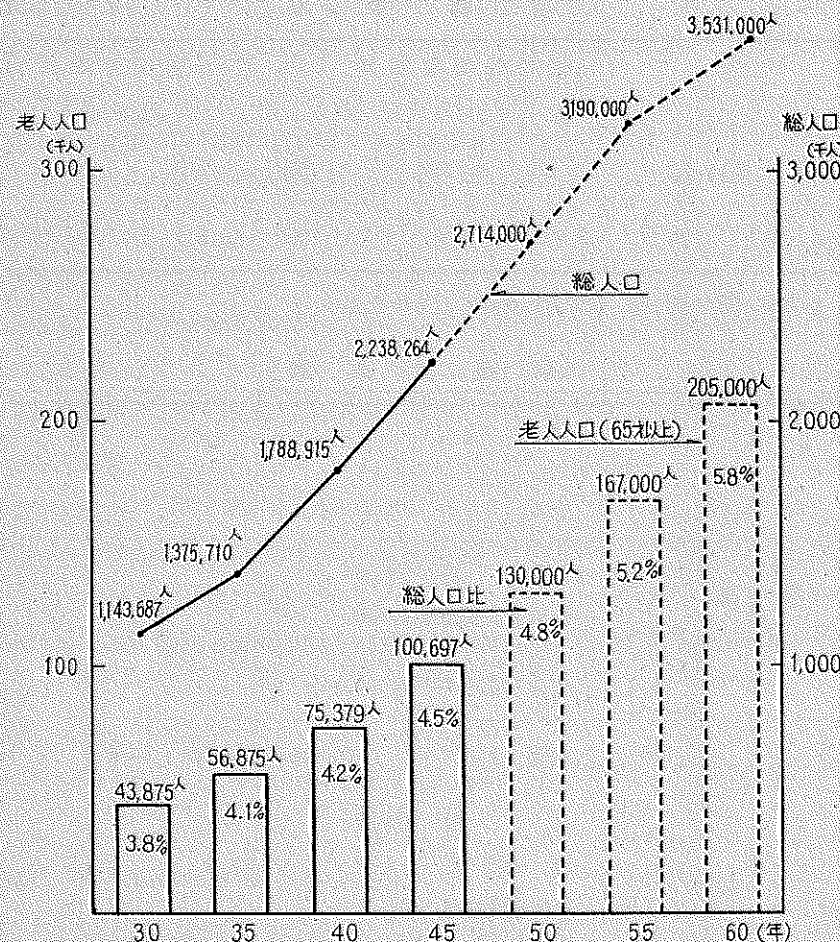
事業名	事業内容
宿泊研修施設	1か所
野外活動センター	新設 4か所 改築 1か所
児童文化センター	1か所 (児童劇場, ギャラリー, 体育施設等)

〔Ⅲ〕 老人

<現状と問題点>

- 1 近年、人口構造の老令化がすすみ、本市の老令人口は昭和60年には昭和45年のほぼ2倍になると推計される。(図一)

図一 横浜市の老人人口の推移



- 2 核家族化の進行とあいまって、老人に対する扶養の社会的基盤が失われつつある現在、それに対応する社会的な施策も未だ十分でなく、老人福祉については社会変化の過渡期とはいえ、空白の時代ともいえる状態である。

各種の調査によると、経済上の問題、健康上の問題、住居の問題が老人の悩みの上位を占め、なかでも経済・健康上の問題に比重がかかっている。これに対して、従来の老人福祉対策は、概して要援護老人対策と一般老人の余暇対策とに重点がおかれ、最も重要と思われる経済上・健康上の問題に対する取組みは必ずしも十分でなかった。

- 3 昭和47年における市内のねたきり老人は約2,500人、ひとり暮らし老人は約2,600人で、昭和60年にはそれぞれ約4,700人になると推計される。最近の老人ホームの入所希望をみると特別養護老人ホームが最も多く、次いで軽費老人ホームとなっている。また、家庭奉仕員の要派遣世帯への派遣状況はおよそ50%であり、この両施策の充実を中心とした要援護老人対策の一層の充実が望まれている。

- 4 一方、核家族化の進行や、平均寿命の伸長にもかかわらず定年制の改善が未だ一般化されておらず、定年後の社会参加の機会も極めて限られていることなどから、一般の老人の老後の問題が大きな社会問題になりつつある。

<計画>

老人福祉対策の根幹をなす社会保障制度の充実を国に強力に要請するとともに、老人が社会から隔離されることのないよう、年令と能力とに応じた社会的役割を考えていく。またそれと並行して、憩の場の確保をはじめ、要援護者に対する施設の整備および居宅対策の充実をはかる。

1 生活のできる所得の確保

- (1) 老人問題の最も基本的な課題として、生活のできる所得保障の確立のため、年金額の引上げと支給対象の拡大等抜本的な改善を国に強く働きかける。
- (2) 老人が年令と能力に適合した職業をもてるように、老人福祉センターにおいて高令者無料職業紹介事業を行なう。

2 医療体制の拡充

- (1) 成人病対策の強化、老人健康診査の受診率の向上をはかるとともに、医療費公費負担制度の拡充を推進する。
- (2) 老人病医療施設を特別養護老人ホームとの連携を考慮して建設し、また、地域総合病院に成人病部門を設けることによって、保健所、医療機関を中心とした疾病の予防・治療・機能回復のための保健医療体制を整備する。

3 住宅の確保

老人世帯の市営住宅への優先入居、老人居室付き市営住宅の建設、老人用居室整備の

ための資金貸付制度等の充実により、住宅に困窮している老人に対する住宅の確保および同居の促進をはかる。

4 老人ホームの建設整備

身体的、精神的あるいは家庭的理由等により施設でのサービスを要する老人のため、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームの建設、助成および整備をはかる。また、これらの施設の老人と地域住民との交流を促進する。

5 居宅サービスの充実

ねたきり老人、ひとり暮らし老人に対する居宅サービスの充実をはかるため、家庭奉仕員のサービスを必要とする世帯すべてへの派遣をめざすとともに、介護人の派遣、インターホンの設置、日常生活用具の給付・貸付、慰問金等を充実し、また、介護手当の支給を検討する。

6 社会とのつながりと生きがいのある生活

- (1) 軽易な仕事を希望する老人に、公園等公共施設の軽作業を提供し、社会の一員として社会とつながりのある生活をもてるようにする。
- (2) 老人福祉センターを建設し、地域の老人に対して各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を提供する。
- (3) 地区センターに和室を設け、老人クラブの活動や憩いの場とする。
- (4) 老人クラブの助成を行ない、老人の自主的活動を促進する。

目 標 水 準

区 分	昭和47年度定員			昭和60年度定員		
	市 立	市立外	計	市 立	市立外	計
養護老人ホーム	420人	350人	770人	790人	350人	1,140人
特別養護老人ホーム	130	50	180	430	150	580
軽費老人ホーム	—	50	50	100	150	250
合 計	550	450	1,000	1,320	650	1,970
老人福祉センター	2か所	1か所	3か所	10か所	1か所	11か所

※ 昭和47年度定員には、次年度へ繰越したものを含む。

事 業 計 画 表

事 業 名	事 業 内 容	
養護老人ホーム	新 設 3か所	改 修 1か所
特別養護老人ホーム	新 設 2か所	民間建設補助 1か所
軽費老人ホーム	新 設 1か所	民間建設補助 1か所
老人福祉センター	8か所	

〔IV〕 心身障害児・者

<現状と問題点>

- 1 今日社会では、心身に障害をもつ人は身体的なハンディキャップに加えて、経済的あるいは社会的なさまざまな問題を背負い込まなければならない。それだけに、これらの人々に対する国および自治体の責務は大きい。
- 2 昭和48年における市内の精神薄弱児・者は約12,000人、身体障害児・者は約34,000人と推定され、昭和60年にはそれぞれ17,000人、48,000人に達すると見込まれる。
- 3 身体障害の原因は、15才未満については先天性によるものが多いが、15才以上については後天性、とくに疾病によるものが多くなっている。
しかし、医学の進歩にともない、先天性とされるものも含めて予防の可能性が大きくなっており、発生予防、早期発見、早期治療のために医療面の強化充実が強く望まれている。

15 才 未 満		15 才 以 上	
先 天 性	% 47.2	疾 病	% 48.6
疾 病	26.4	労 働 災 害	15.4
交 通 災 害	3.8	戦 傷 病	8.7

(昭和46年横浜市身体障害児・者実態調査による障害原因の上位3位)

- 4 精神薄弱児は、昭和45年度の就学適令児についての本市の調査では、全障害児の31.5%を占めている。しかし、その原因には未だ不明のものが多く、また、精神薄弱児・者の正確な実態も明らかにされていない。

5 障害者の療育・訓練のためには、医師をはじめ言語訓練士、理学・作業療法士等の専門的職員が必要であるが、これら有資格者は需給の著しいアンバランスから全国的不足を生じており、需要に応じきれないのが現実である。

6 とくに、重度・重症心身障害児・者対策については、専門職員の養成・確保、財政負担等、一地方公共団体のみでは解決困難な問題が多い。このような現状の中で一地方公共団体が重度・重症心身障害児・者施設を建設・運営するには、国の政策転換はもとより、県、市、関係諸団体、障害者家庭および市民のそれぞれの役割と責任にもとづく協力が不可欠の条件である。

＜計 画＞

障害の発生子防から社会復帰に至るまでの全施策の体系的整備をはかる。そのため、障害の種類、程度、年齢および家庭環境等に応じた療育・訓練のための施設整備、在宅者に対する施策の体系的整備、教育施設の整備と教員の確保による就学権の保障および社会復帰を可能ならしめるための諸条件の整備などを、市民の理解と協力を求めながら積極的に推進する。また、重症心身障害児施設を建設して施設整備に努力すると同時に、国に対しては重度・重症心身障害児・者に対する施策の充実、生活安定のための各種社会保障制度の拡充など政策転換を強く要請する。

1 予防・早期発見・早期治療の強化

婚前教室、母親教室、広報活動、学校教育等を通じて正しい知識の普及をはかるとともに、企業に対する安全指導、交通安全施設の整備等による事故防止対策を強化する。

妊産婦健康診査、無料育児相談、3歳児健康診査等各種検診の充実と受診率の向上による早期発見、および医療機関の整備、医療費の公費負担制度の拡充による早期治療を推進する。

2 相談・判定・指導の強化

- (1) 児童相談所を2か所建設し、相談・判定・指導および在宅障害児対策を強化する。
- (2) 身体障害者更生相談所をリハビリテーション・センターに併設して、医師等専門職員による相談・判定・指導を強化する。
- (3) 精神薄弱児・者に手帳を交付し、生活相談やその他のサービスを提供する。
- (4) 福祉、医療、教育におたる行政の有機的な連携に関する調査研究を行ない、総合的な障害児・者対策を確立する。

3 療育・訓練のための施設整備

障害の種類と程度に応じた療育・訓練のための施設として、身体障害児通園施設、身体障害者リハビリテーション・センター、精神薄弱児収容・通園施設、精神薄弱者更生施設を建設する。また、多くの困難が予想されるが、重症心身障害児施設を建設する。運営にあたっては、職員確保の問題など、本市だけでは解決できない問題が多いので、障害者家庭、ボランティア、市民等の積極的な協力を要請する。

4 居宅サービスの充実

- (1) 在宅の重度障害児・者の介助、生活相談の充実をはかるため、全世帯派遣を目標に家庭奉仕員制度を充実する。
- (2) 在宅の障害児・者に対して、巡回指導車によって医師、心理判定員、理学・作業療法士、福祉司等のチームが訪問して診査・判定・相談等を行なう制度を拡充強化する。

5 教育の機会の適正化

特殊学校、特殊学級を増設するとともに、医療・福祉施設内教育および訪問学級を強化し、すべての障害児の就学権が保障されるように、障害児教育の体系的整備につとめる。

また、就学前の障害児に対する保育の実施、通園施設の整備および幼児教育の充実により、訓練・教育の機会を拡充して、一貫した障害児教育の推進をはかる。

6 就労による自立の促進

障害者の就労を援助し、自立を促進するため福祉工場等の施設を建設するほか、更生資金の充実をはかる。

7 生活の安定

在宅の障害児・者の経済生活の安定をはかるため、在宅心身障害者手当および心身障害者扶養共済制度の充実を検討する。

8 生活環境の整備

障害者の社会生活を向上させるため、道路等公共施設および公共性の強い施設の改善を積極的にすすめる。また、今後建設する図書館において盲人に対する図書サービスを行なう。

9 専門職員の養成・確保

職員の研修・教育を充実するとともに、他の公共団体等と共同して専門職員の養成機関の設置を推進する。また、人材確保のため職員宿舎を建設する。

目 標 水 準

区 分	昭 和 47 年 度 定 員			昭 和 60 年 度 定 員		
	市 立	市 立 外	計	市 立	市 立 外	計
身体障害児施設	120	120	240	410	170	580
身体障害者施設	95	139	234	325	139	464
精神薄弱児施設	245	214	459	545	374	919
精神薄弱者施設	94	361	455	294	381	675
重症心身障害児施設	—	76	76	100	84	184
合 計	554	910	1,464	1,674	1,148	2,822

※ 昭和47年度定員には、次年度へ繰越したものを含む。

事業計画表

事業名	事業内容
身体障害児施設	通園施設 新設3か所 増築1か所 身体障害者リハビリテーションセンター し体不自由児施設
身体障害者施設	身体障害者リハビリテーションセンター メディカル・センター 補装具訓練製作研究施設 重度障害者療護施設 身体障害者更生相談所 失明者更生訓練施設 し体不自由者施設
精神薄弱児施設	収容施設 新設1か所 収容施設 改修1か所 通園施設 新設2か所 民間施設 建設補助2か所
精神薄弱者更生施設	収容施設 新設1か所 改修1か所 通所施設 新設1か所 民間施設 建設補助1か所
重症心身障害児施設	新設1~2か所
福祉工場	新設2か所
専門職員宿舎	1か所

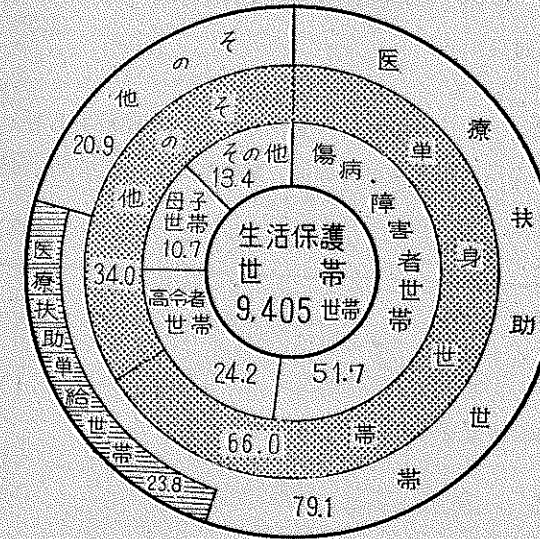
〔V〕 生活の自立援助

<現状と問題点>

1 社会構造の変化，急速な経済の発展に伴い，失業による貧困が減少している反面，経済的社会的変動に対して自力で対応しにくい老人，母子世帯および心身障害者等の生活は圧迫をうける傾向がみられる。(図一1)

このような人々たちに対しては，単に経済的援助を考えるのみでは十分でなく，社会の中で自立していけるような多面的な社会福祉施策の展開が必要である。

図一1 生活保護世帯の諸類型 (単位:%)
(昭和48年3月現在)



たとえば，職業訓練についてもその充実をはかることはもとより，自らの手で生活することができるように，訓練に加えて仕事の提供も行なう施設を整備するなど，単なる保護にとどまらず自立助長にみちびいていく必要がある。また，訓練の科目，仕事の種類も現実的で，かつ時代の要求にこたえうるようなものでなければならない。

これらの施策は，市だけでなく，国，県の施策にまつところがより大きいので，そのいっそうの充実が望まれる。

2 近年アルコール中毒患者がふえているが，これはともすると見逃されがちである。しかし，これらの人々を放置することは本人のためにも社会のためにも大きなマイナスであるので，一定の措置を講じて社会復帰させる必要があり，このための施設を整備しなければならない。

<計画>

生活保護基準の改善および社会保障制度の充実を国に強く要請するとともに，自立を助長するための施策を充実する。老人・母子家庭，心身障害者等に対しては，職業紹介，指導等を充実する。

1 福祉工場の建設

心身障害者，老人等を対象にした福祉工場を建設してこれらの人々に適した仕事を提供し，かつ訓練・指導をしながら自立を促進していく。

2 中央専修職業訓練校の整備

老朽化した現施設を移転改築し，今日の需要に対応した訓練科目を設置するとともに，施設の充実と環境の向上をはかる。

3 救護施設の建設

アルコール中毒等の精神病患者を保護し、社会復帰を促進するため、アフターケア施設として救護施設を建設する。

4 簡易宿泊街の整備

寿町総合労働福祉センター（仮称）および市営住宅を建設するとともに、地区自治会活動をはじめとする住民の自主活動の促進、職業安定、生活指導、健康相談の充実等を通じて、住民の生活向上をはかっていく。

事業名	事業内容
福祉工場	新設2か所
中央専修職業訓練校	改築整備
救護施設	新設1か所
寿町総合労働福祉センター（仮称）	新設1か所

第3節 教 育

〔I〕 学校教育

長期目標

- 1 急増する児童・生徒のため、小・中学校370校を建設する。
- 2 現在の危険校舎を早急に改築するとともに、その他の木造校舎は昭和60年度までに、すべて鉄筋校舎とする。
- 3 講堂・プールを小・中学校全校に設置する。
- 4 市外に野外教育施設を建設し、自然教育を充実する。
- 5 教育内容の質的向上をはかるため、教材教具を充実する。
- 6 心身障害児の完全就学を実現する。

＜現状と問題点＞

社会の複雑化、生活構造の変化、知識・技術の高度化と更新の速さ、これらの状況の中で良好な教育環境を確保し、教育内容の充実をはかることは、心身ともに健全な次の時代の市民を育てるためにもっとも大切なことである。しかし、本市の教育施策は、拡大し高密度化して行く都市のもとで、次のような問題点をかかえている。

- 1 急激な人口増は、児童・生徒数の激増をまねき、人口急増地域を中心に学校整備は一刻も猶予できない急務である。

表一 児童・生徒数と学校数の推移

（昭和47年推計）

区分 年次	小 学 校		中 学 校		計	
	児童数	学校数	生徒数	学校数	児童・生徒数	学校数
昭和35年	149,147	149	61,100	57	210,247	206
47年(A)	206,959	207	72,248	76	279,207	283
60年(B)	423,720	451	173,741	202	597,461	653
(B)-(A)	216,761	244	101,493	126	318,254	370

今後、本市人口の社会増のテンポはおとろえるとみられるが、人口構成上若年人口が多いため自然増はいっそう伸びると想定される。表一のとおり、昭和60年の児童・生徒数は、昭和47年の28万人から60万人へと2倍以上に増加するとみられ、このため、小・中学校合計370校の建設が必要となる。また、これに要する学校用地の取得は、本市の開発状況と地価高騰から、今後、本市の最大の課題の一つである。

2 現在、小学校19%、中学校28%の木造校舎があり、その大部分が戦後劣悪な建築資材でつくられたもので、このうちには耐力度4,500点以下の危険校舎が含まれている。

表-2 木造校舎数 (昭和48年3月31日現在)

区分	木造校舎			学校数
	総数	危険校舎	その他木造校舎	
小学校	1,137 — 38	82 — 29	1,055 — 9	93
中学校	502 — 205	28 — 13	474 — 192	39
計	1,639 — 243	110 — 42	1,529 — 201	132

※ 教室数の左側数字は普通教室、右側数字は特別教室

また、講堂・プールについては、従来から全校設置の方針で整備に努めてきたが、新校の急増などの事情により未設置校あるいは要改築のものがある。

表-3 講堂・プール設置数 (昭和48年3月31日現在)

区分	学校総数	講堂		プール	
		設置済	未設置	設置済	未設置
小学校	207	161	46	147	60
中学校	76	73	3	61	15
計	283	234	49	208	75

3 児童・生徒の健康と安全をおびやかす騒音・大気汚染・光化学公害、多様化する疾病、増加する交通事故等については、これまでも各種の施策を行ってきたが、なお対策を強化してこれらの危険から防衛する必要がある。

また、一般的な生活習慣の変化のほかに、本市の都市環境の悪化などから、本市の児童・生徒の体位は向上しているにもかかわらず体力は全国との比較で劣る傾向にあること、自然に接する機会が失われていることも大きい問題である。

4 ひとりひとりの児童・生徒の教育をより充実したものにするために、新しい教育内容・方法の開発、教育機器の導入、教材の開発と充実、教職員の研究および研修活動、教育研究の充実など教育の質的向上について活発な検討と努力を行なう必要がある。

5 本市における心身障害児は約5,300人と推定されているが、これに対し公立・私立の特殊教育施設で教育をうけている児童・生徒数は1,892人であり、全体の35.5%であ

る。この問題に対し、特殊学校・特殊学級の充実と、専門教員の確保をはかる必要がある。

表-4 心身障害児数 (昭和47年5月推計)

区分	精神薄弱	盲弱視	ろう難聴	し 体 不 自 由	病弱虚弱	言語障害	情緒障害	計
人数	2,647	257	346	491	385	1,117	84	5,327

6 高等学校進学率は年々上昇している。これを公立中学校卒業者についてみると、昭和40年度の高校進学率は64%であったものが、47年度には81%にのぼっている。中学校生徒の絶対数も著しく増加しており、昭和60年には進学者数は52,000人に達し、現在の3倍になると推定される。私立高校の増設があまり期待できないので、公立高校の必要数は推定70校以上になるとみられ、今後極めて大きい問題である。

< 計 画 >

1 小・中学校の建設

- (1) 昭和60年度までに必要とみられる小・中学校370校、11,817教室を、義務教育人口の適確な推計と、通学区域の適正な設定にもとづいて建設する。
- (2) 小・中学校の新設校は、1校1,000人、24学級、1学級45人編成を標準規模とする。
- (3) 学校新設に必要な用地は、すでに取得済みのものを除き、320校分378.5haであり、今後はこれの計画的買収に努めるとともに極力開発事業者の負担・協力により確保する。

事業名	事業内容
小・中学校	小学校244校、普通教室6,718、特別教室1,136 中学校126校、普通教室3,068、特別教室895
学校用地の取得および造成	宅地開発要綱等による確保 153校 買収によるもの 167校

昭和60年までに必要な学校数・教室数

区分	現 在 数			48年~60年整備量			計		
	学校数	普通教室	特別教室	学校数	普通教室	特別教室	学校数	普通教室	特別教室
小学校	207	5,777	383	244	6,718	1,136	451	12,495	1,519
中学校	76	2,051	456	126	3,068	895	202	5,119	1,351
計	283	7,828	839	370	9,786	2,031	653	17,614	2,870

2 施設整備

- (1) 昭和60年度までにすべての木造校舎を鉄筋コンクリート造にする。
このうち現在の危険校舎の改築については、昭和52年度までに完了するものとし、国庫負担の枠の拡大と増額を強く要望する。
- (2) 講堂およびプールは、既設校・新設校の全部に設置する。既設校の未設置分については、昭和51年度までに完了する。なお、国庫負担について強く要望する。
- (3) 自然環境にめぐまれた市外の地域に宿泊できる野外教育施設を設置し、児童・生徒が大自然の中で活動・学習ができるようにする。
また、動植物その他自然科学の学習の場として金沢自然公園およびこども植物園を整備する。
- (4) 小学校児童には従来と同じに完全給食を実施するものとし、このための設備を整備する。

事業名	事業内容
危険校舎	17校改築（昭和52年度まで）
木造校舎	115校改築（危険校舎を除く）
講堂	未設置校49校、要改築校15校、計64校（昭和51年度まで）および新設校370校 合計434校に建設
学校プール	未設置校75校（昭和51年度まで）および新設校370校 計445校
野外教育施設	野外活動センターを4か所設置（市外3、市内1） 南伊豆青少年野外活動センターの拡充整備 金沢自然公園およびこども植物園の整備
給食施設	各学校に給食施設を設置

3 教育環境の整備・改善

- (1) 公害から児童・生徒を守り、よい環境で教育を行なうため、設備の改善、特別検診、学園緑化など、状況に応じた適切な対策を行なう。
- (2) 疾病の多様化に対応し、予防、医療、健康診断等の保健管理を強化し、あわせて保健教育の充実をはかる。
- (3) 交通事故の危険から児童・生徒を守るため、スクールゾーンの設定、交通安全教育等を行なう。

事業名	事業内容
大気汚染・騒音防止	被害のある39校について、防音サッシュ、空気清浄機を取付ける
特別検診	大気汚染地区校の教職員・学童を対象に年1回実施 教職員の健康診断として成人病特別検診を実施
移動教室等	移動教室、野外教育施設の積極的活用
環境衛生検査器具	じんあい計等を全校に配布
学園緑化	未実施および新設校456校に施工
備品・教材の充実	保健室の備品および保健教育のための教材教具の整備を昭和52年度までに実施
交通事故の防止	通学路の点検整備 スクールゾーンの全校設定
交通安全教育	交通安全教育の研究・実施、研究推進校の指定、児童用資料の作成等

4 教育の質的向上

- (1) 教育の内容・方法の研究開発、教職員の研修・研究活動等を強化充実して教育の質的向上をはかる。このため、教育文化センターをそれらの活動のセンターとして整備する。
- (2) 教員の養成・確保に努めるとともに、教材、教育機器、体育機具等の充実をはかる。
- (3) 義務教育年令の引下げおよび幼保一元化の動きともあわせ今後の幼児教育のあり方を調査・研究する。

事業名	事業内容
教育文化センター	教育センター、視聴覚センター等を設置
教育備品整備	教育教材、新教育課程編成に基づく教育機材、体育機具・用具の整備

5 障害児教育の充実

- (1) 心身に障害をもつすべての児童・生徒に対し、教育の機会を拡大し能力に応じた教育内容を確保する。
ア し体不自由養護学校を新設するとともに病虚弱養護学校を改築する。
イ 今後建設する新設校には、普通学級との関連を考慮しながら、原則として特殊学級を1学級設置するものとし、増設につとめる。
ウ 訪問学級を増設し、重度および重複障害児に対し教育の機会拡充をはかる。また

医療施設、福祉施設における教育を充実する。

エ 障害児教育の内容・方法等に関する調査研究の推進ならびに相談・判定・診断等の機能の強化充実をはかるために、児童相談所、教育センター等関係機関の強化と連携を推進する。

(2) 障害児教育については、家族、地域社会および市民各層のあたたかいまなざしと正しい理解が必要とされるが、なお、次の諸点について検討をすすめるとともに、国・県の積極的対処を要請する。

ア 障害児のライフサイクルに応じた一貫した施策体系を整備するため、関係部局との連携を強化する。

イ 特殊教育の専門教員確保が著しく困難な現状を解決するため、国に対し養成機関の増設を要望する。

ウ 教育施設の完全整備をはかるために、神奈川県に対し、し体不自由ならびに精神薄弱養護学校の新設を強く要望する。

事業名	事業内容
特殊教育施設	し体不自由養護学校の建設 病虚弱養護学校の改築 特殊学級の増設
訪問学級増設	重度および重複障害児教育の充実
実験学級設置	情緒障害児の治療教育

6 後期中等教育の充実

- (1) 急増する高等学校進学希望者のため、神奈川県に公立高等学校の新設を強く要望するとともに、用地確保について積極的に協力する。
- (2) 市立高等学校の施設を整備充実するとともに、横浜商業高校に情報処理教育センターを新設する。
- (3) 私立高等学校の新設に補助を行なう。

事業名	事業内容
市立高等学校の整備	全日制8校、定時制5校ほかの特別教室の整備および木造校舎等老朽施設の改築・整備 港高等学校と併設されている港商業高等学校の移設 横浜商業高等学校に電算機等を整備し、情報処理教育センターを新設

〔Ⅱ〕 市立大学

長期目標

- 1 「開かれた大学」として大学の研究成果を市民に還元するため、市民公開講座、都市問題講座および関連研究セミナーを充実する。
- 2 社会環境の変化および学問諸分野の複雑化・高度化に対応し、研究・教育機能の総合化と高度化をはかるため、研究内容を充実するとともに大学諸施設を整備拡充する。

<現状と問題点>

- 1 横浜市立大学は、昭和24年に商学部のみで開学し、その後整備を重ねて、現在では商学部、文理学部および医学部の3学部に加え、経営学および医学の3研究科を擁し、学生定員1,800人の総合大学になっている。
- 2 近年の進学率の上昇、大学の大衆化および市民の学習意欲の向上に伴い、市立大学は、「開かれた大学」として、市民への開放が望まれている。
また、本学は施設の老朽化、狭あい化に悩んでおり、従来からその整備につとめてきたが、今後も施設整備は大学の重点施策の一つである。

<計画>

- 1 商学部
昭和45年に経営学および経営学の研究科大学院を設置したが、学問水準の向上に伴い、博士課程を新設する。また、名称の変更とあわせて学部改組問題を検討していく。
- 2 文理学部
学部を改組して、人文学部および理学部とし、理学部には修士課程の大学院を併設して、専門教育の充実をはかる。
- 3 医学部
現在、基礎13・臨床16の計29講座を有しているが、高度化した医学の研究に対処するため、講座増設を計画する。
また、医師不足が市民の健康管理に及ぼす影響も大きいので、学生定員増を計画していく。
- 4 看護短期大学
現高等看護学校の看護短期大学への改組を計画する。

5 経済研究所

多様化する経済・社会の動向に対応するため、研究体制の整備をはかるとともに、研究成果を市民に還元するため市民公開講座を充実する。

6 医学部病院

病院管理機構の整備、外来診療部の充実および救急体制の確立をはかるとともに、病院経営に万全を期していく。

事業名	事業内容
六浦地区施設整備	商文研究棟建設、図書館書庫増築、理科館増築、学生館建設、管理棟建設、総合体育館建設、校地取得、学外運動場
大学組織整備	商学部大学院博士課程設置、文理学部改組および学生定員増、文理学部大学院の設置（修士課程）
浦舟地区施設整備	基礎医学校舎用地取得および校舎建設、臨床研究棟建設、臨床中央棟建設、研修医宿舎建設
医学部組織整備	医学部講座増設、進学課程定員増

第4節 文化・体育・レクリエーション

長期目標

- 1 多様化する市民の要求にこたえ、文化活動を育成し、創造性ある市民文化が形成されるように、図書館などの施設を整備するとともに、郷土の文化財を保護・保存する。
- 2 増大する余暇の活用と健康の増進のため、市民がいつでもスポーツを楽しむように、体育・レクリエーション施設を整備し、また、民間の指導者を育成する。
- 3 市民各層の自主的な学習意欲にこたえるため、地域における学習機会を積極的に設ける。

<現状と問題点>

1 文化

(1) 文化施設

市民の知的水準の向上および余暇の増大傾向とあいまって、市民の文化に対する要望は強まり、その内容も多様化しているが、本市の文化施設の水準は、市民の要望にこたえるには、あまりに貧弱である。

現在、市内にある主要な文化施設は、つぎのとおりである。

主要な文化施設の現況

区分	施設名	区分	施設名
図書館	市立図書館 県立図書館	集会場 陶芸場	神奈川県婦人会館 横浜市勤労青少年センター " 青少年陶芸センター
			音楽堂 ホール ギャラリー
県立音楽堂 県立青少年センター 横浜文化体育館 横浜市民ホール スカイ劇場 横浜市民ギャラリー	神奈川県立博物館 三溪園 金沢文庫 三股台考古館 横浜市八聖殿郷土資料館 シルク博物館 横浜海洋科学博物館 野毛山動物園		
集会場 陶芸場	横浜市イギリス館 横浜市婦人会館		

このことからみると、①大都市として、施設が質量ともに少ない、②この種施設がまず都心部に立地することは当然としても、行政区レベルでの施設が非常に少ない、③民間の施設がほとんどない、というのが現状である。こうした現状から市民の多くが東京へ依存する結果になっている。

(2) 文化財

本市には豊富な埋蔵文化財があるが、開発のはげしさの中で失われる危険も多い。

本市は、発掘調査、記録保存に力を注ぎ、現地保存にも最大限の努力を払ってきたがなお今後貴重な遺跡の保全をすすめる必要がある。

また、称名寺、小机城跡等の史跡、外人墓地その他開港以来の日本近代史をいりどる旧跡も、横浜の郷土の資産として保全顕彰するべきである。

2 体育・レクリエーション

(1) 体育・レクリエーション施設

生活水準の向上、精神的疲労の増大および余暇の増大傾向とともに、市民は、ますます体育・レクリエーションに対する要望を強めているが、本市の体育・レクリエーション施設はまだこれに十分応じられていないのが実情である。

(2) 組織・指導者

体育・レクリエーション活動が、全市民的なものになっていないのは、施設の不足に加えて、組織的な活動の欠如と指導者の不足も大きな理由になっている。

3 社会教育

市民の学習意欲が高まり、また、一方において地域社会がしだいに社会教育の機能を失いつつあることもあって、社会教育活動への参加の要望は強まってきている。そこで本市は、成人学校、市民大学講座、婦人教養セミナーなど、市民が自主的に学習に参加できる機会を数多くつくとともに、内容の充実をはかってきた。今後も、このような機会をさらに拡充するとともに、時代の変化に対処しながら質的な充実をはかっていく必要がある。

<計画>

多様化する市民の文化・体育・レクリエーションに対する要望にこたえるため、市民各層の需要や地域的な配置を考慮しつつ、施設の整備、社会教育の機会の充実をはかるとともに、これらの活動がより効果的に行なわれるように、自主的な組織づくりや適正な指導者の育成をはかる。

1 文化施設の整備

(1) 図書館

市立図書館を大都市にふさわしい中央図書館として拡充整備するとともに、地域の要求にこたえるため、今後、方面別に図書館を充実することとし、当面8館を建設す

る。また、図書館サービスをきめこまかに行なうため、盲人のための図書サービスの実施および移動図書館を増強するほか、地区センターに図書室を整備する。

(2) 市民ホール・市民文化センター

演劇、音楽の鑑賞と市民みずからの文化活動のための総合的な施設として、市民ホールおよび市民文化センターを建設する。

(3) 教育文化センター・美術館

絵画、書道、彫刻など市民の美術活動の拠点としての市民ギャラリーをはじめ、教育・研究施設、市政展示、消費者活動のための施設を総合した教育文化センターを大通り公園と一体的に建設する。

また、市民の美術の創造と鑑賞のための施設として、美術館を建設する。

2 文化財保護事業

(1) 文化財の調査保存

開発により破壊の危険にさらされている遺跡その他の文化財を保存するため、港北ニュータウン地区内の文化財の調査およびその保存を行なうとともに、称名寺、三殿台などの保存・整備を行なう。

(2) 郷土資料館・近代史資料館

本市の出土品等の文化財を展示・保存するため、郷土資料館を建設するとともに、横浜の歴史・資料を展示・保存するため、近代史資料館を建設する。

3 体育・レクリエーション施設の整備

(1) スポーツ公園・地域体育館

現在、屋外運動施設の少ない区を中心として、地区スポーツ公園を建設するとともに、地域体育館を各区に1館建設する。また、既設および新設の公園に、野球場、テニスコート、プール等の運動施設を整備充実する。このほか、ゴミ焼却工場に余熱を利用した市民のための温水プールを整備する。

(2) サイクリングロード

市民の健康とレクリエーションのために、大規模公園、あるいは河川敷等を利用してサイクリングロードを建設する。

(3) 市民野外活動センター・青少年宿泊研修施設

市民が余暇を利用し、自然に接しながら野外活動を楽しめるようにするため、赤城山、南伊豆の野外活動センターの整備と拡充を行なうほか、新たに市外に2か所、市内に1か所の野外活動センターを建設する。また、青少年のための宿泊研修施設を建設する。

(4) 自然動物園

金沢区内に設ける自然公園の中に、鹿などの動物を放し飼いにし、市民が草原と

森の中で、のびのびと楽しむことのできる自然動物園を建設する。

4 社会教育・社会体育の充実

(1) 社会教育活動の推進

市民があらゆる機会と場所に参加できるよう、学習の機会をさらに拡充するとともに市民の新しい要求にこたえて質的充実をはかる。とくに、社会教育活動は、市民みずからの手によって企画され、実施されるべきであるという基本に立って、本市は、これが可能となるよう、地区センター等の住民活動の施設整備、その他の条件づくりを行なうとともに、必要な助言、指導を充実する。

(2) 自主的な組織と指導者の育成

市民みずからの学習・体育・レクリエーション活動を活発化し、より充実したものとしていくために、ボランティア協会、青少年団体、地域クラブ等の市民組織の援助を行なう。

また、各分野での指導者を育成し、自主活動のリーダーとして、あるいは各種施設の指導員として市民の活動の充実向上をはかる。

事業名	事業内容
図書館	中央図書館 方面別図書館 8館 移動図書館 10台
市民文化施設	市民ホール 市民文化センター 教育文化センター 美術館 婦人会館
資料館	郷土資料館 近代史資料館
文化財保存	南堀貝塚、茅ヶ崎城址等
体育・レクリエーション施設	スポーツ公園 5か所 地域体育館 14館(うち1館に体育研究所併設) サイクリングロード 赤城山野外活動センターほか市外2か所、市内1か所 南伊豆青少年野外活動センター整備 青少年宿泊研修施設 自然動物園、こども植物園
社会教育施設	地区センター 20か所

第5節 消費生活

長期目標

- 1 消費者に対して、商品、物価その他消費生活に関する正しい情報や知識を提供するとともに、自主的な活動と研修の場を設けることによって消費者運動の強化をはかる。
- 2 生鮮食料品等の安定供給をはかり、消費者が良い品物を適正な価格で購入できるようにするため、中央卸売市場を整備する。また、市民の共同購入を積極的に援助する。

<現状と問題点>

1 最近、異常なまでの物価高騰が続く中で、市民の家計はいよいよ圧迫されており、これに対して、消費者の側から産地直結等による安い物資の購入など、さまざまな試みが行なわれているが、問題の根本的解決にはほど遠い状況である。また、買占め・投機等による商品価格のつり上げも明らかにされており、このような事実に対する市民の不満が強まっている。

一方、食品の有害添加物の使用、工場排水等による魚貝類の汚染などをはじめ、洗剤、衣類その他生活物資の広い範囲にわたる危害の問題が、市民の消費生活に大きな脅威を与えている。

これに対して、わが国の消費者保護の歴史はまだ日も浅く、そのために、問題の重要性にもかかわらず消費者自身の力も弱く、自治体も生産・流通の過程に対しては十分な手段をもっていない。今後は、消費生活に関する情報の提供、消費者活動への場・機会の提供と援助等により消費者自身の力を強めるとともに、また一方、自治体の検査・指導等の体制を整備して消費者を守っていく必要がある。

2 市民の食生活は、多様化・高度化しており、このような状況に対処し、将来の生鮮食料品の安定供給をはかるためには、現在の中央卸売市場の供給能力では不十分である。

中央卸売市場供給量 (単位:千t)

区分	中央卸売市場供給実績 (昭和47年)			中央卸売市場供給量 (昭和60年)		
	そ 菜	果 実	水 産	そ 菜	果 実	水 産
市内年間消費量	245	164	102	476	296	173
市場年間取扱量	166	128	95	348	246	161
供給率(%)	68	78	93	73	83	93

※ 市場年間取扱量は市外への供給量を含まない。

<計 画>

消費者活動の場を整備し、消費生活に関する情報を提供して、知識の普及をはかるとともに、消費者の組織化を促進することによって、消費者運動を強める。また、消費者のみでは処理しえない計量の適正化や、試験・検査・指導の体制を整備することによって消費者を擁護する。

さらに、市民の食生活の多様化・高度化にこたえ、生鮮食料品の安定供給をはかるために、中央卸売市場を拡充強化する。

1 消費者センターの設置

消費生活に関する情報の提供、教育、研修の充実、苦情の処理等を行ない、消費者の自主活動を促進するための拠点として、消費者センターを教育文化センター内に設置する。運営は、市内消費者団体の代表者で構成する運営組織に委託する。

また、公設小売市場の改築・改装にあわせて地区センターのブランチを設置し、地域の消費者運動の場として活用をはかる。

2 消費者活動の育成援助

真の消費者主権は、生産・流通の領域に入りこみ、それらの機能を消費者の手にとりもどすことによって達成されるといえる。生活協同組合等の消費者活動の育成、産地直結あっせん等を行なっていく。

3 日用品・食料品の物価対策

物価対策において、自治体のなしうることはほとんどないといつてよいが、既設公設市場の整備、市内の小売市場・小売店協同組合の共同仕入れの強化、国内・国外の生産地との直結等により、流通経費の削減をはかって、物価対策に手がかりを求めていく。

4 試験・検査体制の整備

中央卸売市場、食肉市場の検査機能の強化、食品衛生パトロール班の拡充、保健所検査室の強化、衛生研究所の検査・研究機能の強化等により、有害食品の危害から市民の健康を守る。

また、不正計量・不当表示に対する取締り・指導を強化する。

5 中央卸売市場の整備拡充

(1) 中央卸売市場南部市場の建設

人口増にともなう生鮮食料品の需要増大に対処するため、根岸湾の埋立地に南部市場を建設する。

(2) 中央卸売市場本場の整備拡充

神奈川区の中央卸売市場本場は、老朽化した施設が残存し、非効率であるため、近代的市場に改善する。

また、山の内ふ頭の再整備を行ない、食料基地として整備拡充する。

(3) 中央卸売市場食肉市場の整備

食肉需要の急激な増大によって、市場取扱量は年々増加しており、昭和60年には昭和46年の取扱量の3倍を越える入荷量が見込まれるので、これに対処するため、既設の鶴見区大黒町の食肉市場の整備を行なう。

事業名	事業内容
消費者センター	1 か所
中央卸売市場	本場整備 第1期整備 青果市場整備および冷蔵庫建設 第2期整備 水産市場整備 第3期整備 食料基地整備
	南部市場整備 第1期整備 青果市場、水産市場、管理庁舎、冷蔵庫、駐車場、関連商品売場 第2期整備 ふ頭建設 第3期整備 卸売場、仲卸売場冷蔵庫増設
	食肉市場整備 市場施設整備 管理庁舎、冷却庫新設、卸売場加工施設、冷蔵庫増設、せり機械 汚水処理施設整備 駐車場増設

第6節 中小企業と勤労者

長期目標

- 1 市内中小企業の発展と振興をはかるため金融の円滑化を推進する。
- 2 都心部等において商業・業務施設、住宅等と混在している工場や、公害を発生している工場を金沢地先埋立地等に移転させ、企業の近代化、共同化および高度化をはかる。
- 3 市民に魅力ある商店街を形成するため、商店街の改造および近代化を促進する。
- 4 地場産業の育成をはかる。
- 5 中小企業で働く人々の福利厚生の上昇をはかる。

〔I〕 中小企業

<現状と問題点>

- 1 中小企業が本市の生産、流通、雇用等の面で果たしている役割は大きい。しかし、経営規模が小さいため、資金力の弱さ、技術水準の低さ、労働力調達のむづかしさなどの弱点をもっていることは否定できず、経済情勢の変動に対しても被害をうけやすい立場におかれている。
- 2 本市の工場従業者数の $\frac{1}{2}$ 、製造品出荷額の $\frac{1}{2}$ は従業者数300人以下の中小工場によって占められている。(表-1) この中には、本市の数少ない地場産業であるスカーフ産業、パネ製造業も含まれている。

中小工場は、住・商地域に混在するものが少なくないので、騒音・振動等の公害問題で住民とのトラブルを起こすケースがあり、移転、公害防止措置などの対策が必要である。

表-1 横浜市の工業

区分	全工場	中小企業	中小企業の構成比
事業所数	7,900 ^{か所}	7,792 ^{か所}	98.6%
従業者数	243,885 ^人	127,737 ^人	52.4%
製造品出荷額等	23,061 ^{億円}	8,608 ^{億円}	37.3%

- ※ 1 昭和47年「横浜市の工業」
2 中小企業は従業者数300人以下とする。

- 3 商業における中小企業のウェイトは非常に大きい。(表-2) これは、商業が市民の日常生活に密着していること、および本市においてはとくに人口急増に伴う住宅地関連商業の伸びが大きいことによるものと考えられる。しかし、消費性向の変化、大型店舗の進出、既存商店街の老朽化など、都市化の進行の中で解決をせまられている問題は多い。

卸売商業については、東京への依存性が極めて高く、二次卸、三次卸を主体とする小規模経営が多いことは、本市の特徴であるが、これも今後の横浜の商業がかかえる一つの問題である。

表-2 従業者規模別販売額・商店数比率

区分	卸売業		小売業	
	年間商品販売額 百万円	構成比 %	商店数	構成比 %
総数	1,362,361	100.0	3,972	100.0
1~49人	831,505	61.0	3,846	96.8
50~99人	213,354	15.7	84	2.1
100人以上	317,502	23.3	42	1.1

- ※ 1 昭和47年「横浜市の商業」
2 中小企業は従業者数50人以下とする。

<計画>

1 工場の集団化・共同化

都心部その他工場立地に適していない地域の中小工場を中心に、金沢地先埋立地への移転を促進し、公害対策、従業員福祉等の共同化をはかる。このため工場団地の管理および福利厚生を中心として、工場センターを建設する。また、自力移転が困難な企業に対しては工場アパートを建設する。

事業名	事業内容
工場センター	敷地面積 約 4 ha 収容施設 福利厚生施設 スポーツ・レクリエーション施設 工場団地管理施設
工場アパート	敷地面積 約 7 ha 工場数 約 120 建設主体 中小企業振興事業団等

2 公害防止

中小企業公害防止資金の拡充をはかり、また、無公害化の技術、生産方式の調査研究を行なう。

また、住工混在地域の再整備、内陸部での工場再配置等を検討する。

3 商店街の適正配置

都市構造の変化、消費需要の多様化・高級化に対応するため、商店街の構造・機能等を調査研究のうえ改善を促進する。

再開発事業による既成商店街の改造および大規模団地の中心商店街の新設にあたっては、極力地元商店を優先するよう努める。

4 地場産業の振興

スカーフ産業などの地場産業に対し、体質改善、技術開発等の援助を行ない振興をはかる。また、今後横浜にふさわしい新しい商工業の育成をはかる。

5 各種融資制度の充実

事業資金貸付金、小規模企業資金貸付金その他の中小企業金融制度を充実する一方、信用保証協会の強化等により融資の円滑化をはかる。

〔Ⅱ〕 勤 労 者

<現状と問題点>

1 就業構造基本調査によれば、昭和46年における市内の雇用者92万5千人のうち、従業員300人未満の雇用者は40万3千人で、全体の44%を占めている。全体の半数近くが、中小企業に勤めており、しかも所得はもちろん企業内福利厚生も企業規模によって格差がみられている。

2 労働行政は、本来国を中心として、自治体レベルでは県が所管する分野とされ、権限も市には与えられていないが、本市は、他都市にさきがけて、労働者の福祉を向上させるため、新しい都市労働行政のあり方を求め、試みを重ねてきた。とくに、最近では勤労者福祉行政の重点を中小未組織労働者において、技能者の表彰、勤労者の生活資金等の貸付け、文化体育事業、労働資料の発行、労働相談、勤労者福祉共済事業等の充実をはかっている。

<計 画>

勤労者の福祉向上は、本市だけで達成できるものではなく、企業はもとより勤労者自身も、みずからの問題としてそれぞれ独立に、あるいは相互に協力しながら充実発展させていかなければならない。本市は、中小企業と勤労者の共同の力による共済事業をさらに強化するとともに、勤労者のための福祉施設を建設し、勤労者の福祉の向上をはかる。

1 勤労者福祉共済事業の拡充

加入者を拡大して、資金貸付けその他の福利厚生事業を充実し、被共済者の健康と勤労意欲の増進をはかる。

2 勤労者福祉会館の建設

勤労者の自主的活動の中心施設として、スポーツ、レクリエーション、研修、集会など勤労者の地位向上と福利厚生をはかるため勤労者福祉会館を建設する。

3 勤労者住宅の建設

厚生年金保険還元融資の活用による中小企業の厚生年金住宅の建設を推進する。また、金沢地先埋立地移転工場の従業員や、港湾勤労者のための住宅建設を促進する。

4 スポーツ・レクリエーション施設の整備

余暇の活用と健康の増進をはかるため、青少年宿泊研修施設、スポーツ公園、地域体育館等を建設するほか、市外にも市民野外活動センターを建設し、中小企業勤労者の利用を促進する。

事業名	事業内容
勤労者福祉会館	1か所
勤労者住宅	650室建設

第4章 地域社会

長期目標

- 1 市民みずからの手による新しい地域社会の創造をめざす。
- 2 地区センター、公園、広場、図書館など、すべての市民が利用できる施設を地域ごとに計画的に配置する。
- 3 地域活動の場として、学校施設の開放を推進する。

第1節 新しい地域社会の創造

1 横浜の地域社会の現状

急激な都市化とその一方での過疎化の進行によって、都市といわず農村といわず、地域共同体が崩壊し、地域の人々の連帯感が薄れて孤独感、無力感がひろがってきているといわれている。これは端的にいえば、人間の生活圏、行動圏が拡大し流動化が進んだこと、人々の生活意識と行動様式が大きく変わったこと、市民が人間らしく生きるための生活環境がしだいに失われてきたこと等によるものと考えられる。なかでも、人口増加の波を大きく受けざるを得なかった本市においては、この問題は一層深刻なものとなっている。

(1) 激しい人口流動

昭和35年から現在までの13年間に現人口のほぼ1/2に当たる108万人もの人口が増加し、また、近年は平均45万人を超える市民が転入・転出等によって入れ替わっていることが、本市の地域社会の構造を大きく変革させた。とくに、東京からの人口流入が多いこと、および東京指向型交通機関の発達にともなって、通勤・通学等において東京志向性の強いいわゆる「定時性住民」の増大が、横浜の地域社会の変ぼうに大きな影響を与えている。

(2) 生活環境の悪化

本市では、宅地開発が他都市に例をみないような激しさを進んでいるため、市民からの生活環境施設に対する需要はますます増大してきているが、行財政制度の制約もあって、市民生活に最低限度必要な施設の整備すらも容易でない。まして、市民が憩い楽しみ、あるいは相互に活動し、交流し合う地域利用施設は著しく不足している。こうしたことが、市民の地域社会に対する関心と都市に対する愛着をしだいにうすれさせる原因ともなっている。

(3) 地域住民組織の変革

新しい意識をもった若年層の市民がふえるにつれ、親睦会的性格が強かった従来の町内会は、生活環境の維持改善を中心とする自治的団体に次第に変革しはじめている。それに伴い、各種ちらし類の配布などの行政の下請けの仕事をこれらの組織に依存してきた行政側の姿勢に対し、住民の自治的活動を阻害するものとの批判もでてきている。

(4) 住民運動の多発

経済成長とそのための基盤づくりに重点をおいた国の政策のひずみによって、都市の矛盾はいつそう深まり、自治体の行財政権限の弱体、行政の総合性や柔軟性の欠如等もあって、市民の生活環境は悪化してきている。こうした状況の中で、共通の利害を中心とする新しい住民組織が各地に生まれ、多種多様の運動を起している。

一方、都市のもつ矛盾を調整する社会的ルールができていないこともあって、市民各層あるいは地域相互の利害の対立も多くみられるようになっている。

2 新しい地域社会の方向

親睦的意味合いが強かった住民組織が、しだいに生活防衛的組織へと変革してきていること、および各種住民運動の多発は、住民が行政に対する不満を個人的にでなく共同して表明しはじめていること、言いかえれば、住民は自らの生活環境を地域の問題として解決しようとしていることを示すものである。

新しい地域社会は、このような住民の自主的な動きの中からもめばえてくる。それは他から与えられるものではなく、ましてや行政が上から画一的につくっていくものではない。住民の自主的活動が生活環境の防衛から創造へと発展していく過程で、新しい地域社会が築かれていく。

そのために行政は、地域住民の主体的な活動が高まるための諸条件を積極的に整備するために、次のような対策をすすめていかなければならない。

(1) 積極的な市民参加の機会の拡充

あらゆる行政情報を収集・整理・分析し、それを市民に公開することによって、個々の市民と市政との対話から、市民相互の対話と討論へと発展させていく。

(2) 市民要望の市政への反映

多様な市民要望を総合的に整理・分析し、可能なものについては速やかに実行するとともに、今現在不可能なものについては、それが可能になるための条件を明らかにして、市民と市政との間の相互討論の場を確立していく。

(3) 住民活動の場としての地域施設の整備

地区センターをはじめ、公園、図書館、体育館等住民が自由に利用できる地域施設を

整備し、地域特性、住民の住まい方等に応じたそれらの適正な配置を含む新しい街づくりのための指導と助言を積極的に行なう。

第2節 地域施設の整備と新しい街づくり

<現状と問題点>

1 地域施設

本市は、いままで青少年会館、青少年図書館、老人憩の家等の市民利用施設を計画的に整備してきたが、依然として施設の絶対的不足と地域的偏在は解消されていない。(表一) また、従来の施設は、その多くが各行政部門ごとに個別の目的でつくられており、利用範囲が限定され、有効な活用がはかられていない面もあって、地域社会における住民活動の拠点として十分に機能していないなどの問題があり、地域施設の総合的検討と、体系的整備が望まれている。

表一 地域施設現況 (昭和48年3月31日現在)

施設	施設数	備考	
地区センター	2	旭区・戸塚区	
公園	児童公園	372	1人当り公園面積 1.30㎡
	近隣公園	30	中心5区 2.00㎡
	その他公園	15	郊外9区 0.91㎡
体育館	2	神奈川区、中区	
図書館	1	西区	
公会堂	13	戸塚区を除き1区1公会堂	
青少年図書館	14	1区1館	
青少年会館	2	南区、保土ヶ谷区	
青少年の家	56		
老人福祉センター	2	西区、港北区	

2 地域の環境整備と街づくり

横浜は、自然発生的に市街化した地域が大部分で、生活環境に対する市民の不満も、個々の施設を作っただけでは十分に解決できない。地域ぐるみの再整備が必要とされている。このように面的広がりをもった地域の再整備は、とかくいままでは、駅前の交通拠点あるいは既成市街地の商業拠点などを中心に計画され、実施されてきた。したがって、そこには公共的性格が強くと同時に、都市活動の効率を高めることに計画の主眼がおかれがちである。また、計画の手法と内容もそのような意味で画一的になりがちである。今後も引き続き、従来と変りない計画態度、計画手法でのぞむ限り、地域

の再整備は必ずしも容易ではない。ましてや、最近とくに生活環境が悪化してきている住宅地域、住商工混在地域などの再整備は一層困難である。現に存在するそれぞれの地域の特性を十分に分析把握し、住民の日常生活における利便と楽しさをとり入れた新しい地域社会のモデルを検討の素材として住民に提示し、住民の選択と発意による街づくりの方向を定め、その内容とプロセスを明らかにしていくことが必要である。

<計画>

1 地域施設

地域住民の自由な交流と活動の拠点として、子供から老人に至るまでのすべての住民が多目的に利用できる複合施設としての地区センターをはじめ、公園、体育館、図書館等の地域施設を計画的に整備する。このほか、大規模開発事業に関連して地域利用施設の設置を指導する。

また、小・中学校の校庭、プール、講堂等の地域住民への開放をさらに積極的に促進する。なお、地区センターは、地域住民によって構成する運営委員会に自主的に管理運営させる。

事業名	事業内容
地区センター等	地区センターを方面別に20か所建設し、また戸塚区民センターを建設する。
地区スポーツ公園	屋外スポーツ公園のない区に設置 5か所
近隣・児童公園	445ha
地域体育館	各区に1館建設、合計14館
図書館	方面別に8館建設
老人福祉センター	方面別に8か所建設

2 地域の環境整備と街づくり

(1) 住居表示実施

町界町名地番の混乱の著しい地域から重点的に住居表示を実施し、住民の不便を解消するとともに、地域活動の円滑化をはかる。

(2) 新しい街づくりの方向

地域の環境整備をすすめていくにあたっては、それぞれの地域の特徴と地域住民の諸要求に着目して、地域環境の望ましい基準を実現し、地域ごとに良好な個性をつくり出していくことを目標とする。本計画では、現存するいくつかの地域をモデルに選

んで、住民の住まい方を中心にした街づくりのモデルを提示する。

これは具体的な改造計画ではなく、あくまでもその地域に代表される地域特性から引き出された一般的回答であって、地域住民が街づくりをすすめるにあたってのひとつのモデルである。

(1) モデル図

住民の住み方からみた街の形態のうち、本市で最も普遍的なものとして、次の5類型をえらんだ。

- ① 臨海部工業地帯に接する住工混在型の市街地（鶴見区）
- ② 都心部に近い丘陵地に発達した古い住宅地（西区）
- ③ 私鉄沿線の平坦な農業地帯にひろがりつつある住宅地（港北区）
- ④ 郊外部の丘陵地帯に新しく開けつつある住宅地（旭区）
- ⑤ 郊外部の近隣商業の中心になっている地域（戸塚区）

(2) 地域モデル作成の基本方針

ア 地域特性の尊重

地理、地形、歴史、人口密度、土地利用状況、市街化状況、東京近接性など。

イ オープンスペースの確保

公園、遊び場、運動場、避難路、緑地帯、地区広場など。

ウ 生活道路システムの組み立て

車に対する都市幹線道路、バス道路の整備と、歩行者に対する通学路、買物路の確保、および自然と緑を尊重した散歩道への配慮など。

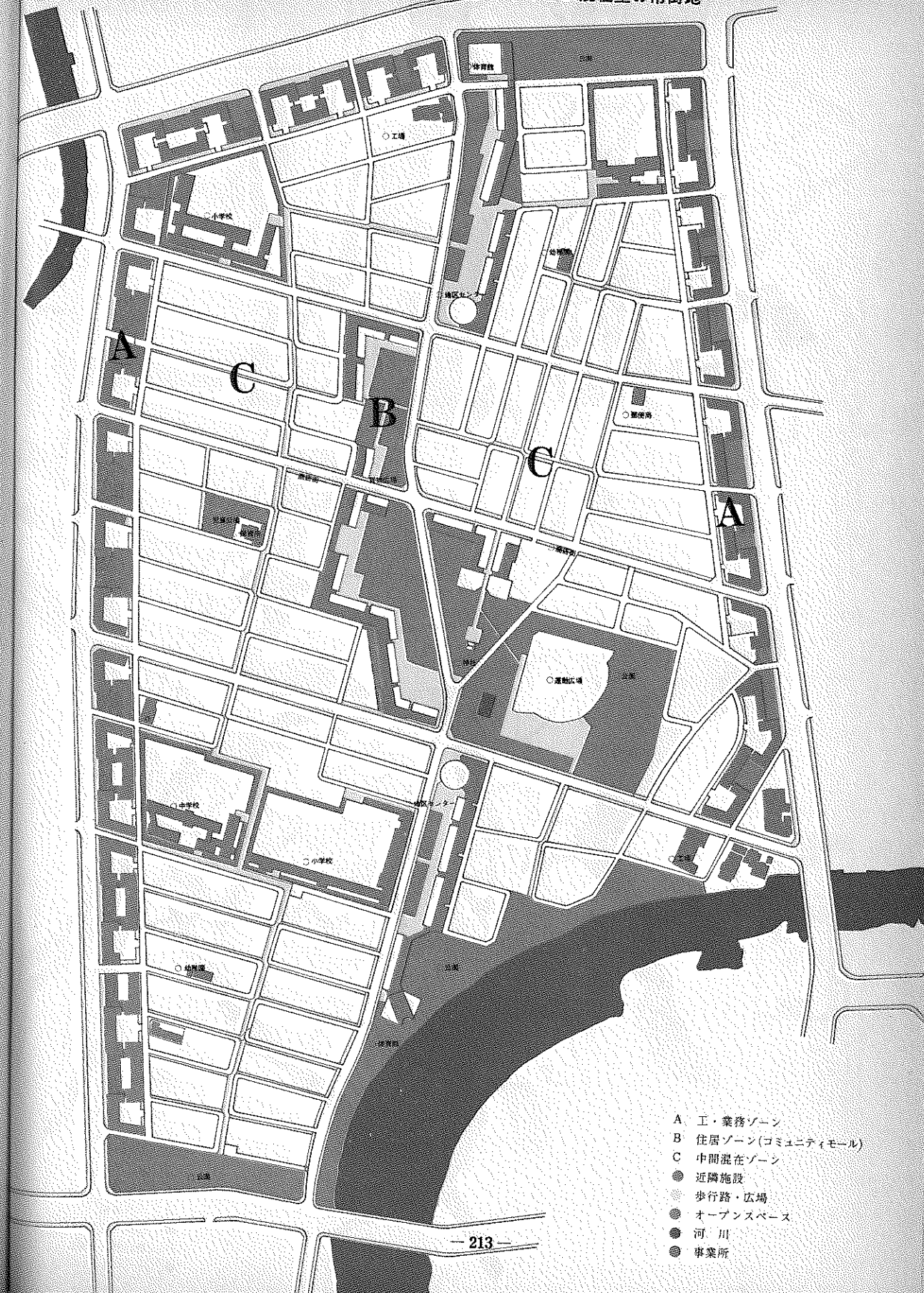
エ 近隣施設の適正配置

ア～ウの方針に合致した配置。

オ 都市災害に対する安全性確保

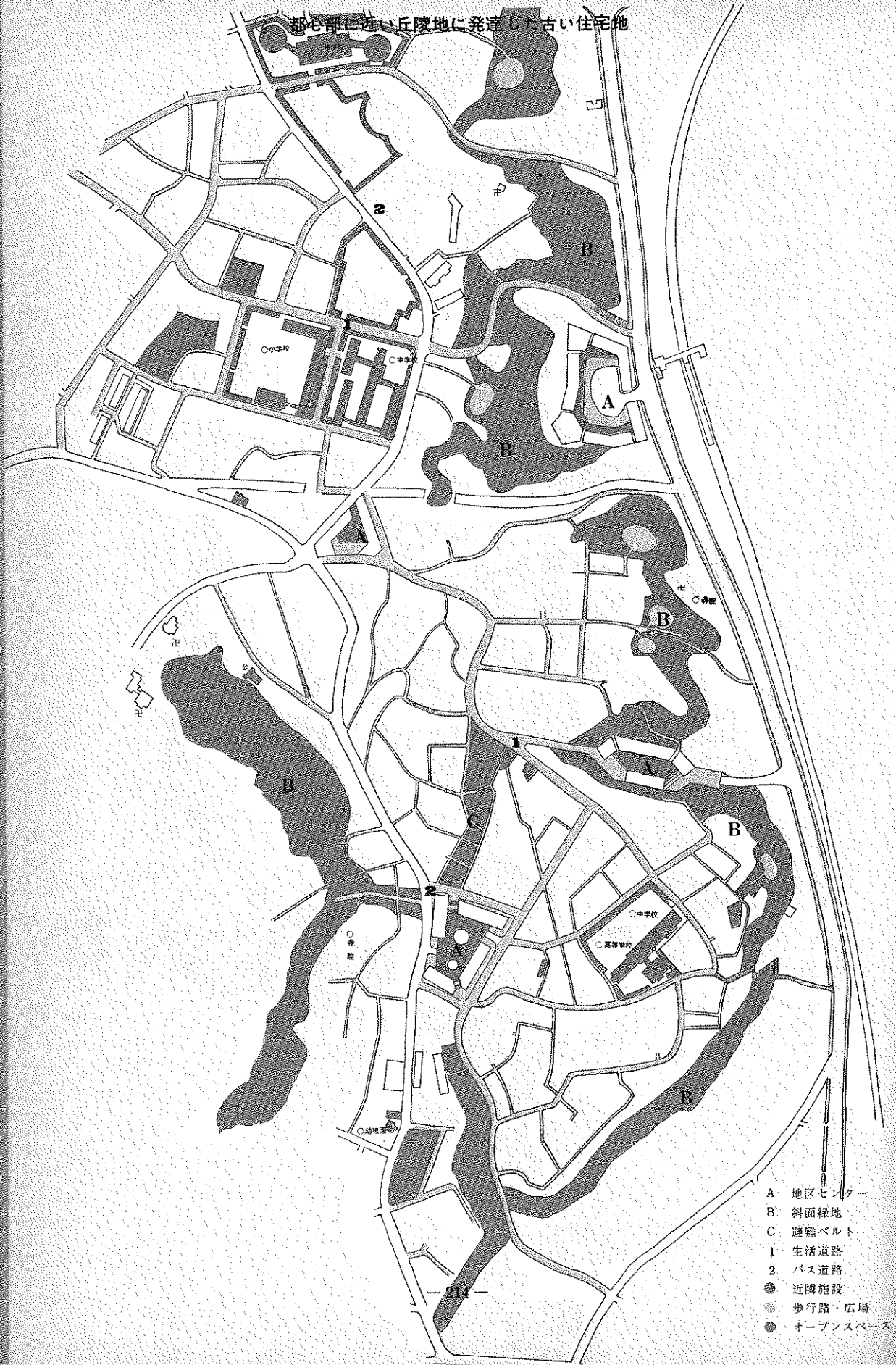
大気汚染、騒音、地盤沈下、がけくずれ、火災、水害、交通災害などに対する安全性。

① 臨海部工業地帯に接する住工混在型の市街地



- A 工・業務ゾーン
- B 住居ゾーン(コミュニティモール)
- C 中間混在ゾーン
- 近隣施設
- 歩行路・広場
- オープンスペース
- 河川
- 事業所

② 都心部に近い丘陵地に発達した古い住宅地



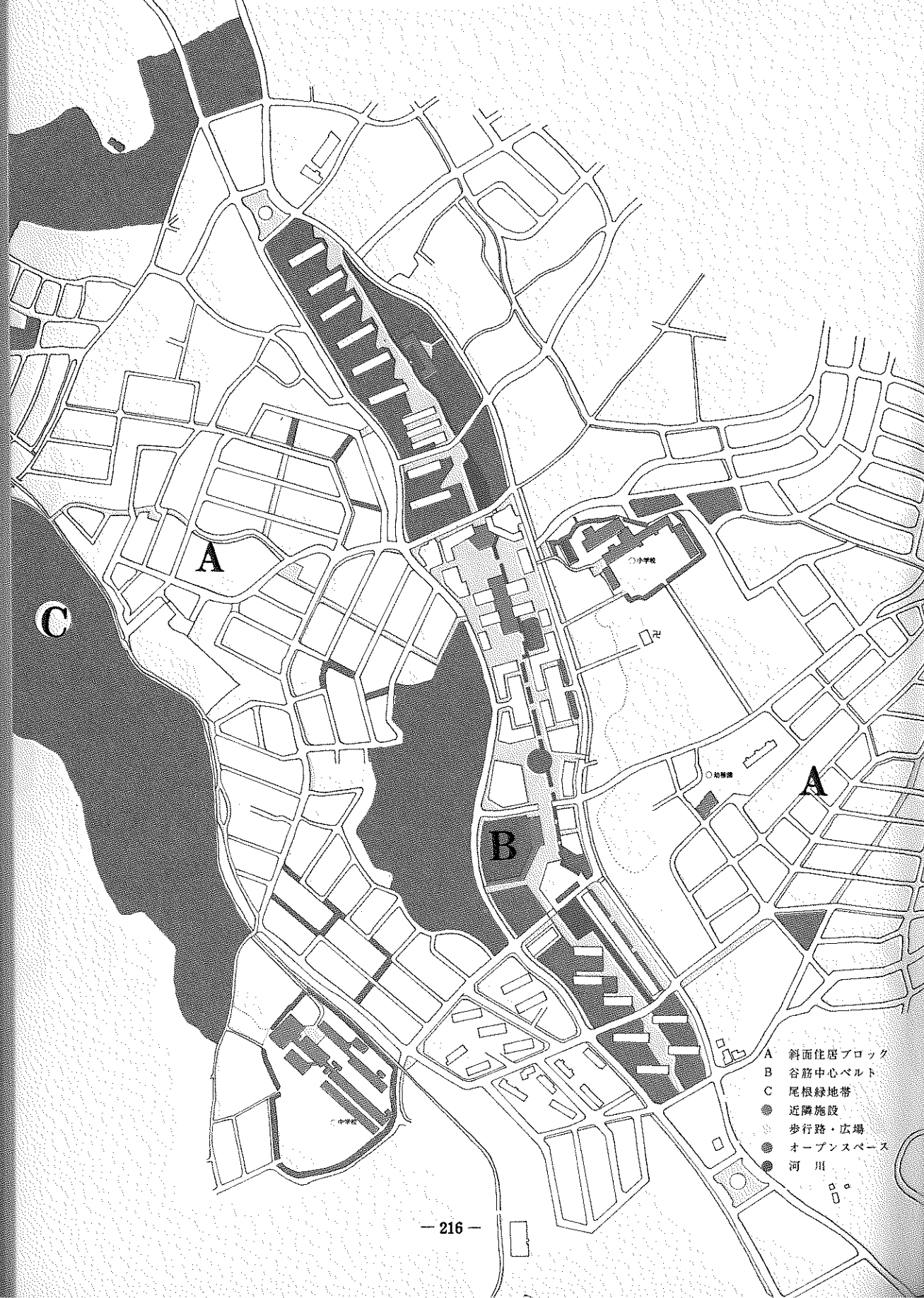
- A 地区センター
- B 斜面緑地
- C 避難ベルト
- 1 生活道路
- 2 バス道路
- 近隣施設
- 歩行路・広場
- オープンスペース

③ 私鉄沿線の平坦な農業地帯にひろがりつつある住宅地

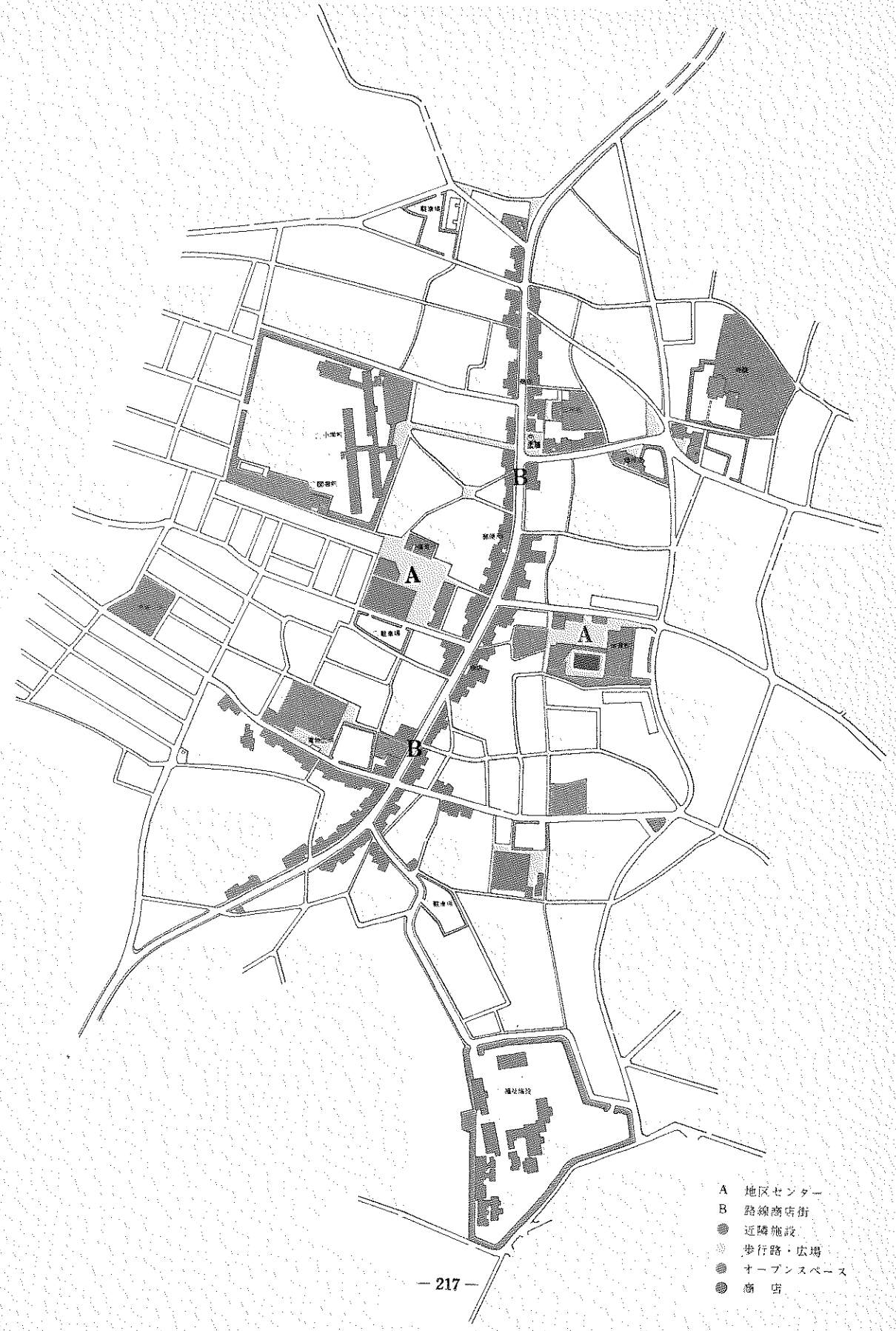


- A 住居専用ブロック
- B 準工業ブロック
- X 地区中心ブロック
- Y 緑地ゾーン
- Z 低密度農家群
- 近隣施設
- 歩行路・広場
- オープンスペース
- 河川

④ 郊外部の丘陵地帯に新しく開けつつある住宅地



⑤ 郊外部の近隣商業の中心になっている地域



第3節 区役所機能の強化

<現状と問題点>

区役所は、市政の第一線機構であり、市民と市政をつなぐパイプとして地域民主主義の実現に大きな役割をになっている。本市では、これまでできるだけ市民に身近かなところで、住民に対する密度の高い行政サービスができるようにすることを目標として、区長権限の拡大、区行政の総合化、区民相談機能の拡充、各種窓口事務の改善等、区行政の近代化をすすめてきた。しかし、あまりにも強固に築きあげられたわが国の省庁別縦割り行政の弊害もあって、まだその実を十分に発揮しえていないのが実情である。

また、区行政の総合窓口としての区総合庁舎は、これまでそのほとんどが近代的施設として整備されてきたが、中区庁舎をはじめ、老朽化・狭あい化したものがなお一部残っており、早急な整備がのぞまれる。

<計 画>

1 区役所機能の拡充

地域民主主義を実現していくためには、区役所が、すべての市の計画、意思決定および実行に主体的に参加できるようにするための権限の再配分と、それに必要な体制の整備が不可欠である。現在、国の縦割り行政に象徴される法制度の制約もあって、これが大きく阻害されて市の単なる出先機関に終わっている面もあるので、今後、段階をふみながらも区役所機能の大幅な拡充強化と、それに即応する組織の整備を行なう。

とくに、市民の日常生活に密着する地域計画および地域施設整備の立案と実行の推進ならびにこれに必要な予算管理、土木事務など出先機関事務の一元的管理など、区役所の機能を地域社会の日常的行政需要に対応させるための区長の総合的調整権限の拡大という観点から検討する。

なお、人口増加に対応する行政区の再編成については、なお今後の推移をみた上で検討する。

2 区庁舎等の整備

老朽・狭あいになっている中区庁舎および港北区庁舎を新たに建設するほか、港北ニュータウン事業の進捗に応じて、新たに発生する行政需要に対処するため、総合庁舎を建設する。また、山内および中和田両出張所を整備する。

総合計画事業費について

総合計画事業費について

この計画を実施するための所要経費は、約4兆3,000億円と概算される。事業費の算定は、おおむね昭和47年度の諸条件に基づいて試算したものであるが、最近、財源予測を困難にする大きな経済変動が起っており、今後の状況によってはかなりの変化を予想しなければならないものである。

総合計画事業費

(単位：億円)

区 分	事業費	左 の 財 源			
		国・県	その他	地方債	一般財源
都市構造関係	17,600	3,800	6,400	4,300	3,100
生活環境関係	20,000	2,700	1,800	10,200	5,300
市民生活関係 (地域社会関係を含む)	5,300	1,400	500	1,200	2,200
合 計	42,900	7,900	8,700	15,700	10,600

※ 1 事業費は、昭和47年度単価による。

2 財源は、現行制度による。

< 付 属 資 料 >

1 横浜市基本構想	
(1) 横浜市基本構想	221
(2) 横浜市基本構想の策定経過	226
2 横浜国際港都建設審議会	
(1) 横浜国際港都建設審議会に対する諮問	227
(2) 横浜国際港都建設審議会からの答申	228
(3) 横浜国際港都建設審議会条例	247
(4) 横浜国際港都建設審議会規則	249
(5) 横浜国際港都建設審議会委員名簿	250
(6) 横浜国際港都建設審議会審議経過	252
3 総会計画策定にあたっての市民参加	
(1) 市民参加の経過概要	254
(2) 「あすの横浜を話しあう区民の集い」実施要領	257
(3) 「あすの横浜を話しあう区民の集い」における話しあいのテーマ	259
(4) 「あすの横浜を話しあう区民の集い」実施状況	260

1 横浜市基本構想

(1) 横浜市基本構想

目 次

1 基本構想の目的

2 都市像

- (1) 総合的機能をもつ国際平和都市
- (2) 生活環境を中心においた人間環境都市
- (3) 広域大都市圏の中の中核都市
- (4) うるおいといこいのある人間性豊かな福祉都市
- (5) 市民による市民のための市民都市

3 施策の基本方向

- (1) 都市活動を市民全体の立場から考えよう
- (2) 公害や災害などの危険から市民生活を守ろう
- (3) 市民生活の利便さと豊かさをつくりあげよう
- (4) すべての市民が生活に自信をもてるようにしよう
- (5) 緑を市民の手で育てよう
- (6) 土地は適正に利用し、市民全体のための土地を確保しよう
- (7) 都市の骨格となる施設を整備しよう
- (8) 地域生活圏の核として人口バランスをはかろう
- (9) 新しい時代に対応した国際色ある横浜をつくろう
- (10) 科学的に都市問題を解明しよう
- (11) 自治体の力を強め、広域的な問題は周辺自治体と連携して解決しよう
- (12) 市民みんなでよりよい横浜をつくろう

1 基本構想の目的

横浜は、開港以来すでに百有余年、その間震災や戦争などにより、いくたびか災禍を受けはしましたが、これらの困難を克服して、めざましい発展の歩みを続けてきました。そこには、先人の多くの労苦がかくされています。今日の横浜は、営々として積み重ねられた、それらの人々の努力によって築きあげられてきました。

わたくしたちは、この歴史の上に立ち、さらに急激な都市化の波の中で新しく都市問題をとらえなおし、横浜のあるべき姿についての構想をたてたいと思います。

この基本構想は、今後の情勢に対応しつつ、すべての市民が一体となって新しい横浜を育ててゆくための目標として設定するものです。

2 都市像

横浜は、文明開化の先進拠点としての貿易港湾都市として出発し、近代工業都市、さらに巨大な大都市圏の中の住宅都市としての性格を加えながら、これら三つの要素を併存しつつ大きく変容してきました。わたくしたちは、そういう中での、過去の良いもの、特色あるものはこれを積極的に生かし、育て、また、矛盾や問題のあるものはこれを改め、整理しながら、横浜をすぐれた総合的大都市として成長、発展させたいと思います。

このため、次のような都市像をめざして、わたくしたちの横浜を育成してゆきたいと考えます。

(1) 総合的機能をもつ国際平和都市

横浜の特徴は、なんといっても日本の門戸として海外へ大きく開いた目をもち、その国際性によって発展を続けてきたことです。ますます世界はひとつになってゆく情勢の中で、横浜は、さらにその国際性を生かし、文化的に、経済的に、その他あらゆる面で、より広くより深く日本と世界をつなぐ役割を果たすとともに、積極的に世界の平和に貢献します。

また、横浜は、住・商・工・港など多くの機能をもつ大都市です。これらの機能が相互に矛盾することなく調和し、均衡のとれた状態で存立する総合的機能をもった大都市をめざします。

(2) 生活環境を中心においた人間環境都市

世界の大都市は、いま、さまざまな面で深刻な都市問題に直面しています。それは、人間の生活そのものを危うくする問題です。横浜は、常に市民生活をこれらの危険から守り、生活環境を中心とする内容の充実した人間環境都市をめざします。

(3) 広域大都市圏の中の中核都市

東京の無秩序なスプロール化は、横浜をおおいつつありますが、一点だけに集中した過大都市を形成するのは好ましくありません。これを適正な範囲でくいとめ、大都

市圏を、いくつかの都市圏ブロックに分けた構造にする必要があります。その場合、横浜は、ひとつの都市圏ブロックの中核としての機能を備え、大都市圏の他の中核と相互に有機的な関係をもつことをめざします。

また、東京湾諸港の中での中枢管理機能を高めるとともに、東京湾岸地帯との連けいを強めます。

さらに、各自治体の自主性を相互に尊重しつつ、互いに連合して、広域的な問題の解決をはかります。

(4) うるおいといこいのある人間性豊かな福祉都市

都市は、本来人間の生活を豊かにするものです。横浜は、人間性を尊重し、とりわけ子供や老人を大切にします。そして、すべての人々にとって、健康で豊かな都市、うるおいといこいのある明るい都市、人間性あふれる福祉都市をめざします。

(5) 市民による市民のための市民都市

近代都市は、市民生活を優先的に考え、市民全体のための計画的行政を行いません。横浜は、政治の中心地や城下町として発展したのではなく、すべて市民の力によって築かれてきた都市です。

わたくしたちすべての市民は、積極的に参加してこの特質を生かし、市民を主体とした日本の先進的自治体として、生き生きとした市民都市を築きます。

3 施策の基本方向

以上の都市像を実現するために、次のことを施策の基本方向とします。

(1) 都市活動を市民全体の立場から考えよう

企業にせよ、個人にせよ、それぞれ勝手に無秩序な行動をとったのでは、市民生活に障害をきたし、都市活動は混乱して、市民全体にとって大きなマイナスになります。常に市民全体の立場から考えて、これらに適正な制御を行ない、秩序ある都市活動を守り育てましょう。

(2) 公害や災害などの危険から市民生活を守ろう

大気も水も太陽も、本来市民共有の貴重な財産です。都市には、これをおびやかすさまざまな公害があり、地震や火災による大災害の危険もあります。また、廃棄物、水、交通など多くの都市問題もありますが、これらは、市民の生命や健康をそこなっており、今後ますます深刻化するおそれがあります。これらの危険から市民生活を徹底的に守りぬきましょう。

(3) 市民生活の利便さと豊かさをつくりあげよう

都市は、市民の生活を利便にし、豊かにするためのあらゆる試みを行ないうる場です。

上下水道、公園緑地、教育、文化、保健、福祉施設などについて、量的な充実はも

ちろん、質的にも特色ある豊かさをもつことができるように努めるとともに、快適な住宅の充足をめざしましょう。

また、過度の車利用を制限して、公衆輸送機関や歩行者道路を充実するなど、交通体系を自動車優先から人間中心につくりかえましょう。

(4) すべての市民が生活に自信をもてるようにしよう

都市は、いろいろな人々が同時に共存していることにひとつの意味があります。

次の時代をにやみこみ子供たちや社会をささえてきた老人たちを特に大切にしましょう。そして、心身障害者やその他の困っている人々の立場をあたためて正しく理解し、人間として尊重されるような環境をつくり、すべての市民が生活に自信と生きがいをもってゆけるように努めましょう。

(5) 緑を市民の手で育てよう

人間生活に、緑は欠くことのできないものです。市民の貴重な財産である自然や緑を市民全体の責任で守り育てましょう。そして、わたくしたちの生活のまわりに緑をふやしましょう。家のまわりにも、窓辺にも、屋上にも、市民の手で緑をふやしましょう。

(6) 土地は適正に利用し、市民全体のための土地を確保しよう

土地は、市民生活と市民活動の基盤です。無秩序な土地利用や開発をふせぎ、商工業も農林業も一般の住居と調和のとれた土地利用をはかり、また、横浜の特徴である水際線は、できるだけ市民に開放しましょう。そして、市民の共通の財産として、公園、道路、広場、学校などに使う公共用地などを、将来の新しい需要をも考えながら、市民全体のためにできるだけ確保しましょう。

(7) 都市の骨格となる施設を整備しよう

大都市として、どうしても欠くことのできない鉄道、道路、河川その他の骨組みとなる施設は、都市全体を考えて整備しましょう。しかし、これに伴って起こる無秩序な市街化、スプロールその他種々の障害は、極力排除するよう努めましょう。

(8) 地域生活圏の核として人口バランスをはかろう

横浜も大都市圏ブロックの中核として、ひとつの地域生活圏を構成するようにしましょう。

このため、均衡のとれた都市機能を持ち、職住近接をはかり、昼夜間の人口のバランスを保つようにして、このバランスをくずすような人口増加は抑制しましょう。

(9) 新しい時代に対応した国際色ある横浜をつくろう

横浜は、東京の近くにありながら、東京とは異なった個性をもつ大都市です。横浜のシンボルとしての海と港の特色を生かし、貿易、流通、人の交流及び情報の中枢機能などの面で、横浜らしい国際的な業務活動と国際的な文化活動の中心の場として都

心を整備しましょう。

また、都市は、常にやすむことなく変容し、発展してゆきます。古き良きものは残しつつも、新しい時代に応じた都市の改造や近代的な商工業の形成その他必要な対応策を行ない、その中で時代の要請する新しい要素を加え、特色のある美しい町をつくりましょう。

(10) 科学的に都市問題を解明しよう

都市問題は、むずかしいことがますます多くなりますが、これは横浜のみならず、日本の各都市、世界の各都市共通のなやみです。横浜は、これらを科学的に解明し、都市問題の解決にあたって、先進的な役割を果たすように努めましょう。

(11) 自治体の力を強め、広域的な問題は周辺自治体と連携して解決しよう

市民生活と市民活動を守るのは、住民自治の原則に基づく自治体です。自治の本旨にしたがって、市民の手によって自治体の力を強めましょう。

また、公害、交通、水など一都市の範囲をこえた広域的な問題は、周辺都市とともに各自治体の自主性を尊重した連携によって解決してゆきましょう。

(12) 市民みんなでよりよい横浜をつくろう

都市は、ひとりのものでなく、みんなのものです。市民ひとりひとりの力が、あすの横浜をつくりあげ、だれでも住みたくなる町を実現するのです。都市は、みんなの参加によってつくる共同作品です。自治体も、企業も、そして市民ひとりひとりが、よりよい横浜を守り、築いてゆく努力をしましょう。

(2) 横浜市基本構想の策定経過

- 昭和47年2月15日
- 横浜市基本都市計画審議会
横浜市基本構想について意見を求める。
「草案を作成するように」という回答を得る。
この間、草案の作成作業
- 昭和47年9月12日
- 横浜市基本構想草案の発表
- 昭和47年9月12日
- 市会第一委員会研究会
草案の説明
- 昭和47年9月14日
- 市会全員協議会
草案の説明
市長・市議会の意向により、市民の意見を求めることとなった。
- 昭和47年10月1日
- 「広報よこはま」
草案全文を掲載して市民からの提案をつのる。
市長への手紙 7件
市民の論文 3件
市職員の論文 2件
- 昭和47年10月13日
- 横浜市基本都市計画審議会審議
- 昭和47年11月10日
- 横浜市基本都市計画審議会審議
- 昭和47年11月30日
- 市政オピニオン懇談会
- 昭和47年12月16日
- 市政オピニオンが市長に対し要望書を提出
- 昭和47年12月25日
- 市会第一委員会研究会説明
- 昭和47年12月16日
昭和48年2月23日
- 全14区における各種団体代表による市民討議
延べ29回 1,626人
- 昭和48年1月10日
- 横浜市基本都市計画審議会審議
- 昭和48年1月16日
- 横浜市基本都市計画審議会答申
- 昭和48年2月26日
- 横浜国際港都建設審議会に意見を求めた。
- 昭和48年4月26日
- 市会第一委員会研究会
- 昭和48年4月27日
- 横浜国際港都建設審議会委員に意見を求めた。
- 昭和48年6月1日
- 市会議決

2 横浜国際港都建設審議会

(1) 横浜国際港都建設審議会に対する諮問

企プロジェクト第29号
昭和48年8月2日

横浜国際港都建設審議会会長 殿

横浜市長 飛鳥田 一雄

横浜市総合計画・1985の策定について(諮問)

横浜市は、全国一の人口急増都市であり、急速な都市化に伴うさまざまな都市問題に直面しています。

本市は、昭和40年に横浜国際港都建設総合計画を策定し、この実現に全力をあげてきましたが、その後、すでにならりの年次が経過し、内外情勢にもいちじるしい変化がみられるので、これに即応し、かつ、この困難な都市問題を解決していくため、新しく総合計画を策定する必要が生じました。

このたび別紙のとおり、横浜市総合計画・1985(案)を策定しましたので、横浜国際港都建設審議会条例第1条の規定に基づき諮問します。

(2) 横浜国際港都建設審議会からの答申

昭和48年11月27日

横浜市長 飛鳥田一雄 殿

横浜国際港都建設審議会

会長 川口正英

「横浜市総合計画・1985」の策定について(答申)

昭和48年8月2日企プロジェクト第29号をもって諮問のありました標記については、横浜国際港都建設審議会条例第1条の規定に基づき、慎重に審議を行なった結果、別紙のとおり結論をえたので答申します。

なお、本総合計画策定にあたって開かれた「あすの横浜を話しあう区民の集い」あるいは「市長への手紙」等において寄せられた市民の意見は、本審議会として参酌してきたものであるが、この答申に具体的に示しえなかった市民の意見についても、本総合計画の確定、あるいは事業の実施等の各段階において、その趣旨を可能なかぎり、じゅうぶん配慮して取扱われるよう要請します。

答 申

目 次

まえがき

第1 総 論

- 1 計画策定の基本的あり方
- 2 自治体計画への市民参加
- 3 人口の抑制
- 4 公共用地の確保
- 5 財政の強化
- 6 自治体行政の改革
- 7 計画の執行管理

第2 各 論

1 都 市 構 造

- (1) 基礎構造
- (2) 土地利用
- (3) 都市防災
- (4) 交通
- (5) 流通・港湾
- (6) 都市拠点整備
- (7) 6大事業

2 生 活 環 境

- (1) 公害
- (2) 廃棄物
- (3) 水道
- (4) 下水
- (5) 住宅と住環境
- (6) 生活道路と交通安全
- (7) 緑の環境

3 市 民 生 活

- (1) 保健医療
- (2) 社会福祉
- (3) 教育
- (4) 文化、体育、レクリエーション
- (5) 消費生活
- (6) 中小企業と勤労者

4 地 域 社 会

ま え が き

「横浜市総合計画・1985」を策定するため横浜国際港都建設審議会条例及び同審議会規則の規定に基づき、昭和48年2月26日第1回総会を開催し、会長及び会長職務代理者の選出の後、計画策定作業の経過及び計画概要の報告を受け、直ちに第1部会（主として都市構造を担当）、第2部会（主として生活環境を担当）、第3部会（主として市民生活及び地域社会を担当）の3つの部会を設置し、市長の諮問に対応すべく準備を行なった。

昭和48年8月2日、本審議会は第2回総会を開催し、委員交替に伴う会長及び会長職務代理者の選出を行ない、併せて先に設置された部会の部会長及び部会委員の指名を行なった。そして本総会において、市長から「横浜市総合計画・1985(案)」が示され、この策定について諮問がなされたので、その全般にわたる総括説明を受け、直ちに各部会に分かれて審議を開始した。

各部会においては、それぞれの担当事項を中心に事業別あるいは関連事業の分野で、細部にわたり審議を行なったが、一方、計画(案)の第1部(計画策定のねらいと基本方向)、第2部(市民生活を守るための重要課題)、第3部(計画を実現するための基本条件)のいわゆる総論的部分を基盤として、これとの関連のうえに、総合的見地による討議が、きわめて重要なものとされた。

これらの各部会審議は、審議会委員全員の理解と今後の審議に資するため、昭和48年10月20日の第3回総会に中間報告された。また、この総会では、後に述べる膨大な「市民の意見」が報告され、これに対する各委員の意見が発表されたが、これら各部会及び総会における審議をもとに答申案を起草すべく、本総会において8人の構成による起草委員会が決定、発足した。

「横浜市総合計画・1985」の大きな特色は、その副題に表わされている「市民による新しいまちづくり」であり、計画策定にあたって、市民参加の方式を取り入れたことである。

このため、市は全区にわたり、市民各層による「あすの横浜を話しあう区民の集い」を42回開催して市民相互による討議を実施した。これに参加した市民は総計8,772人、このうち発言者は総計1,392人、意見総数は実に1,495件に及んでいる。このほか市長への手紙等による意見も80件が寄せられ、これらの意見は、すべて集約整理して本審議会に報告された。

本審議会においては、数次にわたる答申案起草委員会において、また、各部会における答申案審議において、これらの市民の意見を参酌し、ここに答申案を確定するに至ったので、昭和48年11月27日第4回総会でこれを決定し、答申する次第である。

第1 総 論

1 計画策定の基本的あり方

(1) わが国における高度な経済成長のもとで、産業構造の変化、地域構造の変動に示される急激な都市化は、ますます激化をきわめている。特に東京都に隣接する本市の人口増加は著しいものがある。この結果、諸種の都市問題が引き起こされ、多くの都市矛盾が醸成されつつある。したがって本市としては、その地域的位置づけを明らかにするとともに、これらの困難を克服するため、相当長期にわたって問題の所在を明らかにし、あらゆる手段を用いて重点的に取組んでいく必要がある。この際、特に市民を環境悪化と危険から防衛し、その安全を確保するとともに、すべての市民の生活の向上をはかり、特に児童、老人、身障者などを重点的に援護する姿勢が必要である。

これらの点からみて、今回の総合計画の基本方向及び重要課題のとりあげ方は、おおむね妥当と考えられるが、さらに重要なことは、この目標をいかなる手段、方法をもって、また、どのような過程を経て実現をはかっていくかということにある。

しかしながら、計画策定のねらいの中でも示されているように、本計画の前途には、自治体みずからの力だけでは解決のできない困難な問題も多くよこたわっている。この意味で自治体計画に一定の限界があることは認められるが、250万市民とともに、総力をあげてこれらの障害を克服し、計画の実現に向かってまい進されたい。

(2) 今日のように激しい変化の時代においては、13年間という長期の予測は著しく困難であり、この意味でも今回の総合計画には一定の限界があると思われる。計画は常に状況の変化に適確に対応することが要求される。

したがって、本総合計画策定後も、計画実施の過程において状況の変化にあわせて計画を見なおし、その妥当性を検証し、これに現実的な補強と修正を加えていくことが望まれる。

(3) 当面、本総合計画の実施にあたって、より短期の実施的計画が必要と考えられるので、財政的な裏付け、その他諸条件をじゅうぶんに考慮した中期計画をすみやかに策定されたい。

(4) さらに、住民の生活や地域特性に立脚した地域ごとの計画が策定されることが望まれる。これは、今日の法制度、都市状況のもとでは困難性があることは認められるが、今後、地域住民の参加と協力のうえに、地域計画策定の方向に発展させることが望ましい。

(5) 都市は、物的計画がどんなにすぐれたものであっても、住みやすい都市とはならないし、また計画自体も実現しないであろう。都市をつくるのも、都市をもっとも市民全体の利益になるよう運用するのも、基本的には市民意識に立った市民の手によって

はじめて可能となる。このような市民意識は、地域に対する愛情をもった高い参加意識と強い責任感に支えられ、互いの立場を認めながら、都市全体をよりよくすることによって市民生活を向上させようとするものであり、そのような市民意識を受けて行政もより民主化をはからなければならない。

2 自治体計画への市民参加

- (1) 今日の複雑な都市問題を解決するためには、市政をより一層市民サイドに向け、しかも実行力のある都市自治の主体として生れかわる思いきった体質改善が必要である。そのためには、すでに総合計画の中でも強調されている市民参加の実現が必要であり、今回の総合計画策定にあたっての市民討議は、その方向に一步ふみだしたものと考えられる。

今回の市民討議は、テーマ、討議方法等がはじめての試みであった関係もあって、討議テーマにふさわしいすぐれた意見や提案もなされたが、個人的あるいは特定地域の日常的問題に対する陳情、要望等も多く含まれていた。また、問題に対する相互討議の深まりにやや欠けるなど、必ずしもじゅうぶんでなかった点もあったが、新しい市民参加への出発として評価できる。

ここで出された市民の意見や提案は、本計画案の趣旨・内容と一致するもの、不一致のもの、あるいは計画実施の段階で消化していくべきもの等さまざまであったが、これらについては、今後可能なかぎり、行政に反映するよう配慮されたい。

また、現段階で、行政に反映させることが困難なものについても、これが困難な事情や背景を新たな情報として市民に提供して、相互理解を深めるなどして、共通の合意が得られるよう、さらに努力されたい。

- (2) 現代の都市は、各分野における数多くの諸要求と、相互に矛盾する諸要求の間であって、ともすれば満足すべき解決の方向を見失いがちである。しかし、今こそ、都市の現実をしっかりと見極めたうえ、これを解決していく方策を相互矛盾の克服のうえにうちたてる必要がある。そのためには市民参加を個別的議論や、個々の問題解決に終らせず、全体的視点に基づく討議にまで発展させ、都市全体を危機から救済する基本的方向を互いの合意の中に見出すべきである。そのような個別的利益をのりこえた総合的な新しい合意こそが、都市をとりまく外部的制約をとりはらう原動力となり、また、個別に生ずる内部的相互矛盾のよき解決となるべきはずであり、一層の市民参加の展開を期待したい。

もちろん、幹線道路や、焼却工場建設など根幹的都市施設の建設をめぐるさまざまな矛盾対立が見られる。これは都市の過密化が都市施設の需要を生み、需要が過密状況とぶつかりあうという本質的な矛盾の悪循環となっている。しかし、現実には都市化、過密化が進行している以上、その動きをくい止め一方、現実の事態の処理が必

要である。このために、旧来の方式にとらわれない新しい方式を導入するとともに、これらの計画をじゅうぶん市民全体のものとして受けとめることのできるような討議の場が必要であり、さらに都市の全体的認識の下に判断しうるような情報の公開と、参加意識の向上をはかっていくよう努められたい。

3 人口の抑制

- (1) 本計画は、策定の指標として昭和60年の人口を353万人とする一方、目標年次の人口を330万人以下におさえるよう可能なかぎりの努力をすることとしている。

本計画の緊急課題でも指摘しているように、人口急増によるさまざまな問題をかかえている本市としては、極力330万人以下に人口を抑制することが望ましい。しかし、年間9万人にもおよぶ人口増加、今後ますます増加する自然増のすう勢、経済社会の動向、さらに現在の法制度のもとで自治体がとりうる手段がきわめてかぎられている実情から、この目標でもその達成はきわめて困難な課題であろう。

これまで本市が行ってきた開発規制その他各種の人口抑制策は評価できるが、今後とも市政の最重点課題のひとつとして、さらに一層の努力を傾注されたい。

- (2) 市街化調整区域の開発は極力抑制するとともに、市街化区域の開発についても、宅地開発要綱、建築基準条例、新用途地域制度等の適正な運用によって、人口増加を抑制されたい。
- (3) このほか、本市がとりうる人口抑制策をさらに調査検討し、実効性の高いものとすると同時に、根本的には首都東京への中核管理機能の過度集中が、本市への人口流入の主な要因であることを考え、国に対して適切な具体策を進めるよう強く要請されたい。

4 公共用地の確保

- (1) 本総合計画に盛り込まれた土地対策は、現在地方自治体を取りうべき施策を最大限に考慮していると思われるが、今後さらに困難の度を増す公共用地の取得については、国の果たすべき役割が重要なものであることにかんがみ、次の諸点について格段の努力を払われたい。

ア 土地所有権と土地利用権を分離し、公共的土地利用を私的土地所有（利用）に優先させる法体系の確立を国に強く要請されたい。

イ 土地取引を許可制とする方向で、一定規模以上の土地取引については、地方公共団体の長の許可制を推進するよう国に働きかけられたい。

ウ 大手不動産会社、その他法人等の所有に係る空閑地について、早急に調査したうえ、実態に応じて都市施設の適地は、極力その取得に努められたい。

- (2) 公共用地の確保は、今回の総合計画を実現していく過程で最大の問題となるものと予想されるので、接収地を含む国有地の優先払下げ、工場移転跡地などの計画的、先

行的用地確保に格段の努力をされたい。

また、このための財源確保についてもじゅうぶん配慮されたい。

5 財政の強化

(1) 地域経済の動向及びその将来を予測することは、国家経済を予測する以上に困難なものと思われる。しかし、これは本来、市財政計画の基礎となるものであるため、今後、人口予測とあわせて、これについても極力把握につとめ、市財政計画の中に反映されるよう努力されたい。

(2) 本計画の執行にあたっては、膨大な財源を必要とする。したがって、本計画を達成するためには、現行の税制度を含む地方行財政制度の矛盾を解消し、自主財源の強化をはかり、健全な財政制度を確立するよう、関係方面に強力に働きかけられたい。

また、当面の問題として、これまで以上に、積極的に補助金の増額、超過負担の解消及び健全な財政運営の中での地方債の増額について努力されたい。

(3) 近時、経済成長から福祉政策への転換が叫ばれているが、現実の事態は、まだじゅうぶんに転換が行なわれていないといえない。したがって、成長が引き起こした種々の都市問題が市民に与える影響を考え、本市としても福祉財政の一段の強化をはかるとともに、これを實現するために、国に対して積極的な財政措置を要請されたい。

6 自治体行政の改革

(1) 総合計画を実施していくためには、これに即応した行政内部の組織体制の整備が不可欠と考えられるので、実施の過程においてじゅうぶん配慮されたい。特に行政需要は、量的に増大するだけでなく、質的にも大きく変化していくものと予想されるので、いたずらに組織、機構の拡大を行なうだけでなく、これに対応する組織及び業務内容の改廃・転換を積極的にはかることによって、近代かつ能率的な行政執行を期せられたい。

(2) 組織の整備、強化以上に必要なことは、行政の体質の改善である。

現在、行政に強く求められているもののひとつは、組織の民主化と公務員の意識改革である。横浜市政においては、早くからこのことに着目し、市民の立場に立った組織への転換と意識の変革が強調され、実行されてきているが、市民参加による市政の展開とあいまって、今後とも行政の体質改善に一段と努力されたい。

(3) 区役所は、住民に密着した地域行政の中心機関であり、市民サービスの拠点でもある。本市では、一度で用の足りる区役所の實現をめざして、区役所権限の強化、機構の整備充実が進められてきたが、制度上の制約もあって、まだじゅうぶんな成果があげられているとは言えない状況にある。

市民サービスの拡充を求める区民の要望にこたえるため、事務配分、予算管理及び執行体制等についてのじゅうぶんな調査検討を行ない、地域に密着した業務は可能な

かぎり区役所で処理できるよう配慮されたい。

7 計画の執行管理

本計画の實現を期するためには、計画から実施に至る過程での徹底した執行管理が必要である。

その過程では、計画の実施をはばむ多くの障害や隘路も予想される。これらの障害や隘路を打開するとともに、諸計画相互間に生じがちな矛盾をじゅうぶんに調整しながら、全体として本計画が正しい方向に向かって、しかも最大の効果を發揮するよう適正な執行管理が行なわれなければならない。

このため、まず第一次的には、各担当部局の自己管理を従来にもまして徹底させるとともに、さらに全体としても強力に本計画の実施を調整し、管理されたい。

第2 各 論

1 都市構造

(1) 基礎構造

ア 本市では、今後、工業の域外・域内再配置が進むものと思われ、工業の再編成が必要になってくる。大都市にとっても、工業は全面的に否定されるべきものでなく、都市機能と調和した工業は必要不可欠のものである。

この意味で、本計画が工業の再配置に併せて都市型工業の育成の方針を出していることは妥当であると考えられるが、そのための具体的方策について今後さらに調査検討を加え、本市の新しい工業政策を樹立されたい。

イ 農業人口、農地面積、農業生産額の推移からみれば、このまま放置すると、本市の農業は、今後、衰退の一途をたどるものと危ぐされるので、農業専用地区の指定等による都市農業の確立に一層努力されたい。

ウ 東京を中心とする大都市圏の無秩序な拡大の中で、横浜がひとつの中核都市として、他の中核との機能分担をはかりつつ、発展方向を見出していくことは横浜市基本構想にもうたわれているが、本市の今後を考える場合、重要な課題である。

この問題は、基幹交通網、都心部再開発、中枢管理機能を中心にした第3次機能の強化、京浜工業地帯及び港湾の再編成等、各種の施策の総合として實現されるものであろう。このために、今後さらに調査、研究につとめるとともに、国、関係自治体との連携を強め、これが實現につとめられたい。

(2) 土地利用

ア 計画開発地区を除き、自然発生的市街地では、環境上、防災上、種々の問題があるので、住宅地の土地利用基本方針の中で、計画開発の指導と既成市街地の改造について地区別に基本的・具体的な方策を検討されたい。

イ 市内に 600ha 以上も残っている基地返還の問題は、今日、本市のかかえる重要課題と考えられるので、跡地利用の前提としての基地の早期返還を要求する姿勢を本計画にさらに強調されたい。

ウ 市街化区域内の農地・山林については、その無秩序な宅地化を防ぐため、長期間生産緑地等として保全するなど、その効果的な保存策を検討されたい。

また、将来の公共用地需要を考慮し、今の時点から公共用地としての、その取得にあたられたい。

(3) 都市防災

ア 都市の再開発は、経済的ポテンシャルを重視して、商業地、都市拠点などに限定される傾向があるが、防災上の観点から、不良住宅密集地などについても再開発を実施していくための新しい手法と制度を検討し、推進されたい。

また、震災対策としての都市の物理的改造は長期かつ困難なものであるから、災害時における自動車の交通規制などによる避難路の確保及び避難場所に救援拠点の役割をもたせるなどさまざまな施策を総合的に配慮し、可能なかぎりすみやかに対策を充実されたい。

イ 災害の多様化、複雑化に対処するため、特別消防隊をさらに増強するとともにヘリコプターの配備も検討されたい。

ウ 石油化学工場をはじめ危険物の製造並びに貯蔵箇所の安全性確保のための査察指導を一段と強化されたい。また、石油コンビナート等と一般市街地との間の防災遮断帯の設置について検討、推進されたい。

エ 無線通信網の一層の充実整備をはかるとともにアマチュア無線との連携を強化されたい。

オ 災害時の飲料水の確保と供給についてさらに万全を期せられたい。

カ 非常災害に際して、市民が火災防止、避難、応急措置その他の適切な行動をとるよう PR を徹底し、意識の高揚をはかられたい。

(4) 交通

ア 道路体系及び路線計画に対する考え方はおおむね妥当なものとするが、鉄道その他の大量公衆輸送機関と道路との関連について、今後、より綿密な関係をもって計画されたい。特に、地下鉄の推進とともにバス網の強化等をはかられたい。

イ 現在ある鉄道、道路の有効利用をはかるとともに地下鉄を中心とした新線計画、環状道路、バス交通を優先させた道路建設、さらにモノレール等の新交通システムの導入等、総合的な交通体系の計画を早急に立案し、推進されたい。

ウ 交通行政の一元化を推進するため、国及び県にさらに積極的に働きかけられたい。

エ マイカー規制を中心として、車種別、時間別交通規制等を関係機関及び市民と協力して、さらに推進されたい。

オ 今後建設される広幅員の幹線道路には、今後可能なかぎり、緩衝緑地を設けられたい。

カ 道路の建設にあたって、用地の確保を円滑に処理するには代替地等の確保が不可欠と見られるので、特段の考慮を払われたい。

(5) 流通・港湾

ア 市民と港とのつながりを回復し、さらにこれを発展させていくための施策の基本方向を強くうちだされたい。

イ 港湾の広域化に対処するため、東京湾諸港の港湾管理の諸問題及び中核港としての横浜港の役割等について、今後さらにじゅうぶんな検討を加えられたい。

ウ 流通業務団地の整備及び港湾の整備にあたっては、発生交通量の増大に対処するため、関連交通網の整備並びに交通流の規制を特段に考慮されたい。

エ 新港・高島ふ頭等都心部に立地している既設ふ頭の再整備にあたっては、本総合計画の基本理念に基づき、今後計画実施の段階で、単なる物流基地に終ることなく、都心部の構成要素としての機能を備えた港湾への転換をはかるよう、特段の配慮を加えられたい。

(6) 都市拠点整備

ア 都心部再開発と都市拠点整備として36地区があげられているが、本事業は、地元権利者をはじめ民間が主体となって実施するものが多いこと、権利の調整に非常に困難なものがあること等からみて、さらに過去の実績からみて、もっとも実施が困難な事業と思われる。今後の計画の具体化にあたっては、地区の特性を明らかにするとともに、重要性、可能性の程度に応じて一定のランクづけをし、重点的にとりくみをされたい。

イ 都市拠点の再開発の実施にあたっては、小規模権利者に対して特段の配慮を加えられたい。

また、地域拠点の再開発は、従来、とくに商業施設の整備を中心として、経済活動の効率性を高めるという観点のみ重視されてきたきらいがあるが、地域住民の文化的活動の一つの拠点ともなりうるよう、今後の再開発の実施及び指導にあたって配慮するとともに、この趣旨を都市拠点整備の長期目標にも加えられたい。

(7) 6 大 事 業

ア 都心部強化事業

都心部強化事業の推進にあたっては、大都市としての都心にふさわしい基盤を強化するとともに、人間性回復の場ともなりうるようじゅうぶんな配慮をされたい。

特に山手、元町、山下公園周辺地区など、古くからの横浜のすぐれた景観や魅力を残し、さらに高めるための環境設計指導を行なうとともに、大通り公園、市民広場、プロムナード、買物公園など、都心に新しい魅力をつくるための施策を市民とともに検討、推進されたい。

イ 金沢埋立事業

金沢地先埋立事業が、その本来の目的である都市再開発に効果的に役立つようにするため、工場移転跡地については、再利用の適正な指導を行なうとともに、現在著しく不足している環境整備のための用地にあてるため、積極的に確保をはかられたい。

また、緑地の確保、交通手段の確保、公害防止その他金沢地区の環境問題について特に万全を期されたい。

ウ 港北ニュータウン

港北ニュータウン建設については、本市の人口計画を上回らないよう市民優先入居を推進するとともに、建設の進め方、入居時期等については、交通機関、都市施設との関連をもじゅうぶんに配慮されたい。

また、区域内において住居と職場のバランスをとることが望ましいので、極力、学校、研究機関、文化施設、各種業務施設等の誘致を推進されたい。

エ 高速鉄道、高速道路網及びベイブリッジ建設事業

地下鉄の重要性は今後とも一層高まると予想されるが、将来の地下鉄の企業経営は必ずしも楽観できるものではない。

地下鉄建設について、国の補助率を大幅に引き上げるよう今後とも国に対して強く要請するとともに、開発利益の公共還元をはかるため、有効な対策を検討実施されたい。

本計画の高速道路網は、全体の都市構造から最低必要なものであるが、その建設にあたっては、騒音、振動、排気ガス、日照等の公害を軽減するため、さらに格段の努力をされたい。

2 生活環境

(1) 公害

ア 本計画において示された環境目標はおおむね妥当と思われるが、今後これを達成していくための具体的なプログラムが不可欠である。別途策定することになっている環境目標達成計画をできるだけ早急に策定し、強力に実施するとともに、今後、発生する新しい公害に対しても、研究・対策を考慮されたい。

また、公害対策の広域性にかんがみ、周辺都市と連けいを強めるとともに、同一の問題をかかえる他の大都市とも協同して問題の解決にあたられたい。

イ 公害による被害者の救済措置については、まず原因者負担主義が貫かれなければならないことは当然であるが、最近、自動車公害、地盤沈下等、原因者の特定できない公害による被害も増加してきているので、これらに対する被害者の救済制度の創設を検討されたい。また、公害による社会的損失の実態を調査し、その対策について研究されたい。

ウ 河川や海城の汚濁防止のため、下水道の整備を推進するとともに、工場排水の違法排出や汚濁物質の不法投棄を監視するため、公害監視船の設置を検討されたい。

(2) 廃棄物

ア 現状におけるじんかい焼却工場建設のむずかしさはじゅうぶんに理解できるが、増大する本市のゴミ量及び内陸処分地の確保困難という点からも一区一工場建設を原則として、すみやかに推進されたい。

イ ゴミの海面埋立は、内陸処分地の将来的確保の困難性から認めざるをえないが、公害等衛生処理の面からその対策には万全を期されたい。

ウ 企業活動から生じる産業廃棄物については、法的にもその自己処理の原則が貫かれているが、その徹底をはかる一方、不法投棄のきびしい監視を行ない、また、零細企業者の自己処理については、共同処理等の方策を市の立場からもじゅうぶんに考慮されたい。

エ 焼却工場余熱利用施設については、現在行なわれている温水プール、老人福祉センターの建設のほか、さらに一般市民によるこぼれる多様な余熱利用施設を検討、実施されたい。

オ ゴミの減量化、再資源化については、各種の困難があると思われるが、深刻化する今日のゴミ問題、資源問題の観点から、市民・企業を含めてのあらゆる方策を通じて、その実効を期せられたい。特に、企業負担による廃品回収制度の確立に努力されたい。

(3) 水道

ア 新規水源の開発には膨大な費用を要し、またその広域性から種々の困難な条件が見込まれるが、昭和50年代初頭の水不足に対し、国・県等への強力な働きかけとともに安定した水供給のなされるよう、極力早期に新規水源開発の検討及び実施をされたい。

イ 限られた水源の中では水の高度利用が必要である。したがって、漏水防止に努める一方、節水について市民的PRの展開をはかるとともに、現在ではコスト高で採算のあわない海水の淡水化をさらに研究するとともに、処理水の再利用による中水道についても検討されたい。

ウ 近時、水質汚濁が問題となっているが、本市としても水源保有県等関係公共団体

と協議し、水質の保全に万全の努力をはらわれたい。

(4) 下水道

ア 未整備河川の早急な整備とともに排水ポンプ場を整備して、低湿地帯の浸水解消を早期にはかられたい。

イ 本計画では、昭和60年度末までに市街化区域の100%水洗化を目指しているが、その実行上よこたわる障害は著しく多いと思われるので、その達成に万全を期せられたい。

ウ 下水処理については、水質汚濁防止の観点から、その衛生処理については万全をはかり、3次処理の実施を急がれたい。

(5) 住宅と住環境

ア 大都市における住宅不足は、きわめて深刻な問題であるが、地価高騰による用地取得難によって、市営住宅をはじめとする公的施策住宅の建設は、ほとんど不可能に近くなっている。

今日の住宅問題は、土地問題、財政問題とあわせて一体的かつ総合的な解決が不可欠と考えられるので、国に対して抜本的な土地対策の実行を強く要望されたい。

イ 市営住宅の建設については、老人、母子家庭、身障者向け等に重点を置いた福祉住宅の方向を強め、公社・公団住宅については、市民の優先入居をこれまで以上に強力に推進されたい。

また、民間の建設、造成に係る住宅、宅地についても市民の優先的取得を指導強化されたい。

ウ 限られた土地の高度利用及びより多くの市民の受益の点から公営住宅の建替えは、強力にこれを推進されたい。

エ 老朽・密集住宅地については、積極的に住宅地区改良事業を推進されたい。

また、住宅地を対象とした総合的な住環境整備のための施策を検討するとともに、住宅地開発に対する指導を一層強化されたい。

(6) 生活道路と交通安全

ア 生活道路を市民にとりもどし、あわせて交通安全を確保するために、関係機関との密接な協力のもとに各種の交通規制の強化等、実効性ある措置をとられたい。

イ 立体横断施設については、歩道橋のみならず、実状に応じ地下式、その他歩行者の立場に立った構造を採用するよう検討されたい。

ウ 自転車・歩行者道については、ルート・安全性等をじゅうぶんに配慮し、さらに一層整備をすすめられたい。

また、既存公道の自転車・歩行者専用道路化を円滑にすすめるための道路法等の改正を強く国に要請するよう働きかけられたい。

(7) 緑の環境

ア 都市化の進行の中で農業を継続することは、ますます困難になってきていると考えられるが、緑地空間としての農地・山林の貴重な価値、生鮮食料品・草花等の供給源としての価値を評価し、経営意欲の高い農家の生活を守る立場から、都市農業の確立に一層努力されたい。

イ 港湾地域には水際線緑地が乏しいので、本計画で港湾緑地を相当量とりあげていることは評価できる。本市の歴史的特性、水面のもつ景観的価値、東京湾のレクリエーション利用の観点から、さらにこれの整備を推進されたい。また、これを市全体の緑地・レクリエーション体系の一環として位置づけるよう、整備内容についてじゅうぶん配慮されたい。

ウ 本市の市街地には良好な斜面緑地が豊富に存在していたが、次第にそれが失われ、今後マンション建設等によりさらに破壊されるおそれがある。これらの斜面緑地の保存に関する現行制度をさらに強化するとともに、極力公有化し、緑の保存と復元を積極的に進められたい。

エ 本市の市街地に丘陵が多い特質を生かし、公園計画の中で展望地を市民のために確保することを考慮されたい。

オ 土地利用の高度化をはかるため、河川敷、下水処理場、焼却工場等を公園的に利用する方策を進めるとともに、再開発、新規開発団地等において、学校運動場、近隣公園、ショッピング広場などを共用することも検討されたい。

カ 民間の運動場、ゴルフ場、遊園地等に対し、将来の転用を規制する方策をとり、オープンスペースを確保するよう検討されたい。

キ 小河川の暗きょ化を安易に行なうべきではなく、下水道の普及による水質の浄化を考え、都市の中の水流と緑道・並木の整備を併せて検討されたい。

ク 本計画の目標年次の公園率は3.5%であるが、現在の「宅地開発要綱」等による指導基準は3%である。これらを考慮し、「宅地開発要綱」等の基準内容をより強める方向で再検討すべきである。

3 市民生活

(1) 保健医療

ア 公衆衛生の普及向上と保健医療に対する需要の質的变化に対応して、地域保健の推進機関としての保健所のあり方について、さらに調査、検討を進められたい。

イ 基本的なあり方として、予防治療から社会復帰に至る一貫した健康管理体制の確立を、医療保険制度の中で行なえるよう国に対して強く要望されたい。

当面の問題として、疾病の予防、早期発見、早期治療をはかるため、妊産婦、乳幼児、老人などの健康診査、定期検診等を一貫して行なえるよう医療機関等の協力

を得て、さらに充実強化されたい。特に3歳児健康診査の受診率向上と心身障害児・者等の訪問指導の強化については配慮されたい。

ウ 不良食品、有害物質を含む家庭用品などの毒性及び人体に及ぼす影響等についての試験、検査体制の強化充実をはかり、併せて一般市民、消費者団体等に知識・情報を提供するとともに、取り締りを強化されたい。

エ 本計画においては、地域医療の理念にそった地域総合病院の計画がたてられており、その基本的な構想についてはおおむね妥当と考えられるが、診療内容、病院の運営形態・方法等については、今後なお一層具体的な検討をされたい。

オ 休日急患診療所の整備にあわせて、第2次応需救急医療機関の整備の必要性が痛感されるので、今後建設する地域総合病院はもとより、既存の公的病院にも救急医療施設の充実を推進されたい。また、救急医療情報及び救急医療のセンターの整備についても早急に検討されたい。

カ 医療施設の著しく不足している地域については、関係機関と協力して、適正配置をさらに推進されたい。

キ 看護婦等不足の著しい医療技術者の養成と確保につとめるとともに、潜在看護婦の確保に強力な対策を講じられたい。

ク 小児特定疾患、重症心身障害児・者及び難病等の患者に対しては、関係機関と協力して、医療費援助制度等の対策を講ずるとともに、それに要する事務手続の簡素化・合理化を検討されたい。

(2) 社会福祉

ア 児童、青少年の健全な育成をはかるために施設の整備、指導者の充実、家庭・学校・地域社会との連帯強化など、社会環境の整備をさらに一層推進されたい。

イ 公立保育所については、近年急速に整備されてはきたが、まだストックの不足がみられる。用地取得、超過負担等の障害があるが、本計画を完全に執行されるよう格段の努力をされたい。また、保育所の配置にあたっては、できるだけ地域的不均衡を生じないように、適正配置を推進されたい。さらに乳児保育の拡大をはかるとともに、障害児保育についても実施されたい。

ウ 老人医療の推進にあたっては、医療保険制度を改正し、全額給付が行なえるよう国に対して強く要望されたい。

当面、老人医療費援助制度をさらに充実されたい。また、それに関連して生じることが危ぐされる病院の老人ホーム化に対しては、家庭、地域、行政、医療機関が一体となって解決していくための総合的な施策の樹立を急ぐとともに、ナーシングホーム的機能を含む特別養護老人ホーム、養護老人ホームの充実及び在宅者援護対策の強化に一層の努力をされたい。

老人の生きがい対策のための雇用の促進、軽作業の提供、老人福祉センターの整備、老人クラブ活動の育成についてもじゅうぶん配慮されたい。

エ 心身障害児・者対策は、社会的な援助がもっとも必要とされる分野といえる。本計画では、心身障害児・者のための一般の通所、収容施設の増強のほか、福祉工場、身体障害者リハビリテーション・センターなどの新機軸も出されているが、特に重度・重症心身障害児・者対策など、今後の課題として残されているものも多い。

一方、自治体財政の負担、専門職員の確保の困難性等からみて、一都市レベルでは容易に解決できない問題がある。これについては、本来国の責任において処理しなければならない課題であり、国に対して思いきった政策転換を求めていかなければならない。

しかし、自治体も単にこれを守つただけでなく、障害者の家族、ボランティア、企業、一般市民の参加と協力を得て、施設の設置が可能となるような条件を一步一步築いていく努力をされたい。また、重度・重症心身障害児・者に対する在宅援護措置の強化についても特段の努力を払われたい。

オ 老人や身体障害者など身体的ハンディキャップをもつ市民も、一般の市民と同様に都市施設の利便を受けられるよう、道路、建築物その他の公共的施設の改善をきめ細かに、しかも体系的に推進されたい。

カ 社会福祉事業の推進には、民間社会福祉関係諸団体相互の密接な協力も極めて重要なものであるが、現実にはこれら団体が個々に活動しているのが実情である。そのため、これら諸団体が相互に密接な連絡を保ちつつ活動でき、また母子世帯、老人、心身障害者等自身も自由に各種相談にきたり、相互に交流しながら活動できる施設として、社会福祉総合センターの設置を検討されたい。

(3) 教育

ア 児童・生徒の急増に対処するための学校施設の建設には、相当の困難がともなうものと思われるが、用地の先行取得をはかりながら教育環境の整備に万全を期せられたい。老朽、木造校舎は、すみやかに解消するよう努力されたい。

イ 学校施設の整備にあわせて、教員の充足、教育内容の質的向上にも、さらに努力されたい。

ウ 心身障害児の教育の機会均等を実現するための施策を一層充実させるとともに、これを教育の重点の一つとされたい。

エ 実体的に義務教育化してきている高等学校の建設を促進するため、用地取得について今後とも県に積極的な協力をされたい。

オ 現在、4・5才児のほとんどが私立幼稚園及び公私立の保育園に通園しているのが実態である。公立幼稚園の新設を希望する市民の声もあるが、公立幼稚園の新設

にふみきることは、義務教育施設の整備に追われている本市の窮状からみて、現段階では問題は多いと思われるので、義務教育年齢の引下げ、幼保一元化の動きともあわせて、将来の幼児教育のあり方について総合的な検討を進められたい。

カ 学校施設の地域への開放は年々拡大されつつあるが、地域社会の一つの核として、今後とも一層推進するとともに、このため施設整備についても万全を期せられたい。

キ 市立大学の横浜市における意義づけを明確にし、市民に開かれた大学として、機能をさらに充実強化されたい。

(4) 文化、体育、レクリエーション

ア 生活水準の向上、余暇の増加に伴い、市民の文化、体育、レクリエーションに対する欲求は、いよいよ増大すると思われるが、この分野における行政の対応は、必ずしもじゅうぶんとは言えないものがあるので、今後市民とともに創意ある施策を行なうよう努力されたい。

イ 本市の急激な都市膨張、人口流動のはげしさは、市民文化の醸成に不利な条件であるが、市民の潜在的な創造のエネルギーを顕在化させ、多様な文化活動を発展させることができるよう、そのための機会と場の設定につとめられたい。

ウ 中心的文化施設と地域的文化施設については、それぞれの特性を考慮し、専門的施設、多目的施設等の性格づけを行なうにあたっては、市民、文化団体等の意見も反映されたい。

エ 国際的交流について、スポーツ、演劇、音楽等外国文化の享受、姉妹都市との交流、あるいは国内諸都市との交流など活発な事業を計画されたい。

オ 図書館の体系的整備が打ち出されたことは評価できるが、方面別配置のうえから、やや不足とみられるので、増設を検討されたい。

また、盲人に利用できる点字図書サービスについても考慮されたい。

カ 各種の体育、レクリエーション施設の建設にあたり、多数の市民が利用できるよう、配置、設計にじゅうぶん配慮するとともに、ボランティアの協力などにより、充実した利用がなされるよう検討されたい。

キ あらゆる年齢、階層の市民が、いつでも自由に参加できる社会教育の場を、数多くつくるとともに、その内容の充実をはかられたい。

(5) 消費生活

ア 物価問題、食品公害問題をはじめとする消費者行政に対する自治体の権限は極めて限られたものであるが、国の対策の遅れている分野などについては、市独自の対策を考えるなど意欲的に取り組んでいかれたい。

イ 中央卸売市場、保健所等の食料品に対する衛生検査を強めるとともに、消費者セ

ンターを中心に、商品テストの充実その他消費者のための迅速・豊富な情報提供を推進されたい。

ウ 消費者団体の活動を強化・育成し、不良食品の摘発、過剰包装の廃止などの施策を実施されたい。

エ 本市が物価問題に対処できる一つの方策として消費者の立場に立つたモデル商店街の育成も考えられるので、これについての指導を行なわれたい。

また、流通機構の改善、公・私設市場の適正配置等についても、じゅうぶん検討されたい。

(6) 中小企業と勤労者

ア 都市型工業への転換の方策が、必ずしも明らかにされていないので、業種、経営条件、立地条件等について研究をすすめ、施策の具体化をはかられたい。

イ 金沢地先埋立地への中小工場移転は、集団化、共同化のメリットをじゅうぶん発揮できるよう、実効ある措置をとられたい。

また、既成市街地、内陸部の中小工場の再配置、設備改善についても、地域構造になじむ形で実施するよう、今後の課題として検討されたい。

ウ 本市の商業力を強化するため、商店街の改造のみでなく、経営指導、消費性向調査等についても、一段と力を注がれたい。

また、再開発、都市拠点整備の実施にあたって、既存の商店、事業所が、健全な発展を行なえるようじゅうぶんな配慮をされたい。

エ 大企業従業者にくらべ福利厚生面に格差がある中小企業従業者を対象に本市が先駆的に創設した勤労者福祉共済事業は順調に伸びているが、まだこれに加入していない企業が多数存在するので制度の周知徹底をはかり、未組織労働者の一層の福祉増進に努力されたい。

4 地域社会

(1) 都市化の進行によって、地域社会も大きく変ぼうし、いま、人間性回復を基調とした新しい地域社会のあり方が問われている。特に、過大化と流動化のはげしい本市にとって、この問題は、とりわけ重要な意味をもっている。

新しい地域社会の創造は、なによりも地域住民の発意と自発的な参加によって進められるべきであるという基本的観点に立って、このための条件を積極的に整備し、さらにこれを発展させていくために一層の努力をされたい。

(2) 社会教育・市民文化の問題はもとよりのこと、市民福祉、都市環境の改善も、単に行政や個人の問題だけにとどまらず、地域社会の問題であり、地域社会が果たすべき役割も日まじに増大してきている。これらの諸問題については、行政と地域社会が相互に理解を深め、協同と連帯によって解決していくための土壌をさらにつちかわれ

たい。

町内会、自治会等が自主的活動を行なえるような条件整備についてさらに努力されたい。

- (3) 子供から老人まで、すべての市民が多目的に利用できる施設としての地区センター計画は、新しい地域社会形成のための一つの有効な手段と考えられるが、これらの施設が地域住民の自由な交流の場として、積極的に活用されるよう地域配置についてじゅうぶん配慮するとともに、その建設・運営等にも地域住民が広範に参加できるよう配慮されたい。

(3) 横浜国際港都建設審議会条例

(設置及び所掌事務)

第1条 横浜国際港都建設法(昭和25年法律第248号)第2条に規定する横浜国際港都建設計画(以下「建設計画」という。)並びにこれにふさわしい都市文化及び都市福祉等に関する計画(以下「福祉計画」という。)の策定に関する重要事項を調査審議するため、市長の諮問機関として、横浜国際港都建設審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、建設計画については横浜国際港都建設法第2条第2項に規定する国際的水準に照らし、福祉計画については建設計画の内容に調和するかどうかを基準として調査審議するものとする。

3 審議会は、市長の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 横浜市議会議員
- (3) 公共的団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 横浜市職員

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に、部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長は、必要に応じ2以上の合同部会を開催することができる。

(幹事及び書記)

第6条 審議会に、幹事及び書記を置く。

2 幹事及び書記は、横浜市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画調整局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(4) 横浜国際港都建設審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜国際港都建設審議会条例(昭和39年6月横浜市条例第83号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、横浜国際港都建設審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 審議会の委員の数は、80人以内とする。

(解任)

第3条 委員のうち条例第2条第2号から第5号までに規定する者が、その職の地位により任命された場合は、その職の地位を離れたときは、別段の辞令を発しないで解任されたものとする。

(会議)

第4条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(5) 横浜国際港都建設審議会委員名簿

順不同

氏名	職等	備考
入沢恒	横浜国立大学教授	答申案起草委員(第1部会)
河合正一	横浜国立大学教授	
内藤亮一	横浜都市開発研究所長	第1部会長, 答申案起草委員
山賀岑朗	横浜市立大学教授	
横山光雄	日本大学教授	
宮脇昭	横浜国立大学教授	
原田清司	横浜市立大学教授	
相原光	横浜市立大学教授	第2部会長, 答申案起草委員
清水嘉治	関東学院大学教授	
富田富士雄	関東学院大学教授	第3部会長, 答申案起草委員
北見俊郎	青山学院大学教授	
宮島肇	横浜国立大学名誉教授	
山上貞	テレビ神奈川専務取締役	
霜山富士夫	神奈川新聞編集局長	
町田善太郎	横浜市議会議長	会長 (任期48. 2.26~48. 5.31)
大久保英太郎	副議長	会長職務代理者 同上
松村千賀雄	第1委員長	同上
山本博之	第2委員長	同上
内海三夫	第3委員長	同上
佐藤武一	第4委員長	同上
仙田実	第5委員長	同上
黒滝泰一	第6委員長	同上
前村仲蔵	第7委員長	同上
山東良文	首都圏整備委員会 計画第1部長	
久保島信弘	運輸省第二港湾建設局長	(任期48. 2.26~48. 3.31)
遠藤保成	神奈川県企画調査部長	(任期48. 2.26~48. 6.30)
遠藤正一	神奈川県土木部長	
蕪木明雄	川崎市企画調整室長	
増川義正	大蔵省関東財務局 横浜財務部長	
李家孝	横浜商工会議所会頭	
小串靖夫	神奈川県農業協同組合 中央会長	

氏名	職等	備考
土屋弘吉	横浜市社会福祉審議会 委員長	
松本武雄	神奈川県私学団体連合会 委員長	
清水善太郎	横浜市立小学校長会会長	
畑中惟志	神奈川県地方労働組合 評議会副議長	
木下真吉	全日本労働総同盟 神奈川地方同盟副会長	
加藤衛	横浜演劇研究所長	答申案起草委員(第3部会)
寺田春次	美術家(東京芸術大学教授)	
松井信夫	横浜銀行協会常務理事	
広瀬美弥	横浜市婦人団体 連絡協議会会長	
沢智勢子	横浜市婦人団体連合会会長	
森井貞次	横浜市連合町内会長 連絡会会長	
榊田桂	横浜市医師会会長	
幸田博子	主婦	
振吉忠雄	商店経営	答申案起草委員(第2部会)
古川和子	主婦	
今川四郎	教師	
森本茂男	運輸省第二港湾建設局長	(委嘱48. 4. 1)
川口正英	横浜市議会議長	会長, 答申案起草委員 (委嘱48. 6. 1)
石崎武	副議長	会長職務代理, 答申案起草委員 同上
川俣勝一	第1委員長	同上
飯田助一	第2委員長	同上
三谷重忠	第3委員長	同上
鈴木長之	第4委員長	同上
山本新三郎	第5委員長	同上
星野孟次	第6委員長	同上
鎌形五郎	第7委員長	同上
下田泰助	神奈川県企画調査部長	(委嘱48. 7. 1)

(6) 横浜国際港都建設審議会審議経過

- 昭和48年2月26日 総 会 (第1回) ・審議会委員の委嘱
 ・新総合計画策定概要の説明, 質疑
 ・会長及び会長職務代理者の選出
 ・3部会の設置
- 8月2日 総 会 (第2回) ・横浜市総合計画・1985(案)の諮問及びその
 総括説明, 質疑
 ・委員交替に伴う会長及び会長職務代理者の選
 出
 ・部会長及び部会委員の指名
- 8月15日 部 会 長 会 議 ・今後の審議日程及び審議方法, 答申案の作成
 方法等について方針決定
- 8月28日 第1部会 (第1回) ・部会審議の日程及び方法等について決定
 ・横浜市総合計画・1985(案)の事業別説明,
 質疑及び審議
- 8月30日 第2部会 (第1回) 同 上
- 9月7日 第3部会 (第1回) 同 上
- 9月26日 第2部会 (第2回) ・横浜市総合計画・1985(案)の審議
 ・答申案起草委員の推せん
- 9月28日 第1部会 (第2回) 同 上
- 10月8日 第3部会 (第2回) 同 上
- 10月20日 総 会 (第3回) ・各部会の審議状況報告
 ・「あすの横浜を話しあう区民の集い」等にお
 ける市民の意見の第1次報告(9月30日現在)
 及びその審議
 ・答申案起草委員会(8名)の決定
- 10月26日 答申案起草委員会 ・答申原案の作成
- 11月6日 第2部会 (第3回) ・「あすの横浜を話しあう区民の集い」等にお
 ける市民の意見の第2次報告(10月1日以降
 分)及びその審議
 ・答申案起草委員会答申原案の報告及び審議
- 11月9日 第3部会 (第3回) 同 上
- 11月10日 第1部会 (第3回) 同 上

- 11月21日 答申案起草委員会 ・各部会の審議状況報告
 ・答申案の作成
- 11月27日 総 会 (第4回) ・答申案起草委員会経過報告
 ・答申の議決

3 総合計画策定にあたっての市民参加

(1) 市民参加の経過概要

この総合計画は、副題の「市民による新しいまちづくり」にもあるとおり、市民参加のもとで作られたことに大きな特色がある。

すなわち、総合計画の原案は広く市民の意見をききながら作成されたのちに、わが国で初めてともいえる大規模な市民討議集会「あすの横浜を話しあう区民の集い」において、これに参加した延べ8,772人にのぼる市民のもとで討議され、練りあげられた。これら、市民参加の経過は次のとおりである。

1 総合計画の案作成にあたっての市民参加

総合計画の案作成にあたっては、次のような方法で市民の意見をききながらその案を作った。

(1) 市政モニターとの意見交換

市政モニター、同経験者を対象として5回開催

(2) アンケート調査

・市政モニター100人を対象として実施し、85人から回答を得た。

・広報よこはまを通じて、全世帯を対象として意見を求めた。この結果アンケート496通、論文9件、市長への手紙228通が提出された。

(3) 世論調査

一般市民2,000人を対象として、都市づくり世論調査を実施し、1,601件の回答を得た。

2 総合計画案の作成後における市民参加—市民討議集会—

(1) 各種団体の代表者による討議集会

第1回目の市民討議集会は、総合計画案についての市民相互の討議と、以後2回実施した市民討議集会の準備をかねた集会として区役所の主催で各区で1回ずつ合計14回行なわれた。

集会の対象は、町内会や自治会、婦人団体、労働団体、住民運動団体等の各団体の代表者100人程度を対象にした。

集会は、スライドによる総合計画案のあらましの説明と補足説明およびこれに対する質疑ののち、総合計画案についての市民相互の討議が行なわれた。これに引き続いて以後2回行なう市民討議集会の実施準備のため、世話人の選出、討議テーマの選定、集会運営方法の協議などが行なわれた。

(2) 市民討議集会

第2回および第3回の市民討議集会は、区役所と世話人の共催とし、各種団体の代

表者による討議集会で選定した総合計画についての3ないし6の討議テーマおよび各区独自のテーマについて市民相互の討議を行なった。

集会の対象は、一般市民、各団体からの推せん者、市政モニター、消費生活モニター、「市長への手紙」投稿者、選挙人名簿からの無作為抽出者などとし、1回約300人程度を対象とした。

集会の運営については、市役所対市民という、従来から行なわれてきた陳情集会または対話集会の形式を脱し、市民相互の間での討議が行なわれるよう配慮された。

集会の司会者には、各区の小中学校の女性の先生をあて、市役所および区役所の職員各1名が副司会者として加わった。また、集会終了後のまとめや、進行の整理のため市内の大学の先生に助言者を依頼した。

集会の時間は3時間とされ、そのうちの1時間は集会の導入として、スライドによる総合計画案のあらましの説明、市長または助役による補足説明などにあてられ、総合計画についての討議は残りの時間があてられた。発言者の発言時間は、多くの参加者の発言の機会を確保するため一人3分以内とされた。

3 市民討議集会の実施結果

市民討議集会の実施結果は別表のとおりであり、参加者は第1回1,317人、第2回4,297人、第3回3,158人、計8,772人に達した。また、総合計画に対する意見は、第1回284件、第2回570件、第3回641件、計1,495件であった。これに「市長への手紙」等で寄せられた意見80件を加えると、意見総数は、1,575件に達し、これはすべて横浜国際港都建設審議会に提出された。

4 市民の意見、提案の審議とその取扱い

(1) 市民討議集会において出された総合計画に対する意見や提案は、①現在すでに実施中の事業に関するもの ②総合計画案の趣旨、内容とはほぼ一致しているもの ③事業のこまかな内容、場所、実施の方法等に関する意見で、計画段階よりも、むしろ実施段階で考慮すべきもの ④総合計画案にとりあげていない事項、または総合計画案の趣旨と異なった意見等さまざまであった。

また、市民の意見や提案は、直ちに実施することが可能なものから、困難なものまで多種多様であっただけでなく、相互に矛盾対立する意見も多く含まれていた。しかも意見が出された背景や事情もそれぞれ異なっていた。

(2) 横浜国際港都建設審議会では、第3回総会および第3回各部会において、市民の意見、提案を詳細に審議したが、上記にのべた事情から、一件一件について個別的に採択、不採択を決定することは適当でないと判断された。そして市民のおかれていた今日の都市状況を正しく認識したうえで、今回の市民討議の全過程の中から市民の意見

を総合的に判断して、答申に反映させることが適当であるとされた。

- (3) 横浜国際港都建設審議会の答申では、115項目にわたる意見がのべられているが、このうち83項目は市民討議における意見、提案が反映されたものである。また、この答申に具体的に示しえなかった意見についても、総合計画の確定あるいは事業の実施等の各段階でその趣旨を可能な限り、じゅうぶん配慮するようにとの申入れがなされた。

(2) 「あすの横浜を話しあう区民の集い」実施要領

〈新総合計画を考える〉

1 趣 旨

昭和60年の横浜の姿をきめる新総合計画策定作業は、これまでに市民各位の意見をききながら、その作業を進めてきましたが、今回全国的にも初めての試みとして全市的規模で市民討議集会を開催することにしました。

この市民討議はこれまでに行なってきた説明会、陳情集会または対話集会の域を脱し、総合計画案のなかからいくつかのテーマを選び、市民相互の討議の中で問題と対策を浮きぼりにし、その意見を整理して、総合計画の中にとり入れ、もって市民参加による都市づくりを進めようとするものです。

2 担 当 局

企画調整局、市民局、区役所

3 種類、規模、回数

区ごとに、主として各種団体の代表者による集会14回、区民集会28回開催します。また、これ以外にも市民から自主的要望がある場合にも開催することを考えています。

4 期 間

8月上旬から総合計画策定終了時まで。

5 集会の運営

(1) 集会の主眼は、趣旨で述べているように市民対市役所という、これまでの陳情集会ではなく、全市的課題について、市民相互が討議を進めるよう期待し、開催にあたって冒頭にその主旨を強調し、以後の進行においても、この点をじゅうぶんに念頭において行ないます。

(2) 市民討議のテーマは、総合計画案の中から3ないし4テーマを選びます。また区のテーマを2つ決めます。

6 市民討議の運営

(1) 各種団体の代表者の集会

ア 主 催

区役所が担当します。

イ 対 象

区を組織単位とする団体の代表、地区連合町内会長、その他。

ウ 会 の 運 営

進行、司会は区役所が担当します。

総合計画案の説明は、企画調整局が行ないます。案内状の発送、会場の設営、出席者受付、会議の記録などは区役所が担当します。

エ 出席者

区役所, 市民局, 企画調整局, その他。

オ 会の次第

(ア) 挨拶

(イ) 新総合計画案のあらまし (スライド利用)

(ウ) 補足説明

(エ) 討議

(オ) 区民集会への協議

(2) 区民集会

ア 主催

区役所と世話人

イ 対象

一般市民, 各団体からの推せん者, 市政モニター, 消費生活モニター, 「市長への手紙」投稿者, 選挙人名簿からの無作為抽出者。

ウ 会の運営

進行, 司会は区役所, 市民局が担当します。司会者と助言者は別途依頼します。

案内状発送, 会場設営, 受付, 会議の記録などは, 区役所が担当します。

エ 出席者

市長, 市助役, 企画調整局長, 市民局長, 区長, その他

オ 会の次第

(ア) 挨拶 世話人代表

(イ) 新総合計画案のあらまし (スライド利用)

(ウ) 市長説明 (または市助役)

(エ) 市民討議

カ 席の配置

原則として円型, または扇型配置とします。

キ 日程

8月中旬以降の土・日曜日の午後, または平日の夜間を予定します。

7 市民の意見集約と処理

市民討議において出された意見と, 11月初旬までに郵送された市民の意見は, 記録整理して横浜国際港都建設審議会に具申します。

8 市民討議集会の広報

(1) 広報よこはま特集号 (8月発行) を全世帯に配布します。

(2) 集会出席者に, 討議用のパンフレットを用意します。

(3) 「あすの横浜を話しあう区民の集い」における話しあいのテーマ

区名	話しあいのテーマ	
	区独自のテーマ	新総合計画案の中から選定したテーマ
鶴見	<ul style="list-style-type: none"> 公害対策の推進 鶴見川の改修と浄化対策 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通 市民福祉 市民文化
神奈川	<ul style="list-style-type: none"> 子供・老人農園の設置と田圃・緑の保存 岸根基地の跡地利用 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理 下水道 市民文化
西	<ul style="list-style-type: none"> 高島機関区・三菱ドック移転後の臨海地帯の再開発 久保山墓地周辺の防災緑化を目的とした再開発 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と公害 道路交通 地震対策 その他 (市民福祉)
中	<ul style="list-style-type: none"> 新しい中区の魅力開発 古い中区の史跡保存 	<ul style="list-style-type: none"> 地震対策 市民文化 消費生活 道路交通
南	<ul style="list-style-type: none"> 横浜国大跡地と県立商工高校の跡地利用 高速道路建設に伴う公害対策 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と公害 下水道 道路交通 保健医療
港南	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境整備と大規模開発 横浜刑務所の移転問題 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通 教育 保健医療 ごみ処理
保土ヶ谷	<ul style="list-style-type: none"> 保土ヶ谷駅周辺の再開発 バス網再編成と高速地下鉄道 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と公害 下水道 保健医療
旭	<ul style="list-style-type: none"> 交通輸送体系の確立 都市施設の建設促進 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通 保健医療 教育 ごみ処理 水道
磯子	<ul style="list-style-type: none"> 学校問題 災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と公害 道路交通 地域社会
金沢	<ul style="list-style-type: none"> 駅前再開発 国道16号線の混雑緩和対策 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道 市民福祉 教育 埋立事業
港北	<ul style="list-style-type: none"> 河川改修と下水施設の整備 都市的施設の充実 (岸根基地の跡地利用) 	<ul style="list-style-type: none"> 道路交通 地震対策 環境と公害 地域社会 市民文化
緑	<ul style="list-style-type: none"> 横浜の主体性を確立するための道路網の系統的整備 自然の保護と住宅対策 	<ul style="list-style-type: none"> 環境と公害 ごみ処理 地域社会 道路交通 市民福祉 教育
戸塚	<ul style="list-style-type: none"> 区民の足確保のための交通体系づくり 文化・レクリエーションの施設づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道 教育 ごみ処理
瀬谷	<ul style="list-style-type: none"> 瀬谷駅・三ツ境駅周辺の再開発 上瀬谷通信隊の解除 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道 公共用地 道路交通

(4) 「あすの横浜を話しあう区民の集い」実施状況

集会所別 区	A			B			B'			その他			
	日時・場所	参加者数 人	発言者数 人	総合計 画関係 意見数 件	日時・場所	参加者数 人	発言者数 人	総合計 画関係 意見数 件	日時・場所	参加者数 人	発言者数 人	総合計 画関係 意見数 件	総合計 画関係 意見数 件
鶴見	8月14日(火) 13時～16時 鶴見公会館	106	11	18	9月1日(土) 18時30分～21時30分 鶴見公会堂	318	39	42	9月19日(水) 18時30分～21時30分 鶴見公会堂	224	39	43	4
神奈川	8月21日(火) 13時～16時 区役所会議室	92	18	28	9月14日(金) 18時～21時 県政総合センター	230	38	41	10月20日(土) 13時～16時 県政総合センター	233	43	44	1
西	8月13日(月) 13時～16時 区役所会議室	86	13	18	8月29日(水) 18時～21時 区役所会議室	301	42	42	9月30日(日) 13時～16時 岡野中学校講堂	208	42	48	3
中	8月16日(木) 13時～16時 弁護士公会館	93	20	24	9月5日(水) 18時～21時 鹿島建設会議室	254	40	52	10月10日(水) 13時～16時 古田中学校体育館	182	52	67	21
南	8月24日(金) 13時30分～16時30分 区役所会議室	92	16	26	9月24日(月) 13時30分～16時30分 日枝小学校講堂	202	36	35	10月27日(土) 13時30分～16時30分 大岡小学校講堂	233	44	48	0
港	8月27日(月) 13時～16時 港南公会堂	97	9	10	9月21日(金) 18時～21時 港南公会堂	307	42	39	10月21日(日) 13時～16時 港南公会堂	215	35	36	1
保土ヶ谷	8月17日(金) 13時～16時 区役所会議室	93	15	19	9月8日(土) 13時～16時 横浜市水道公会館	259	44	34	10月7日(日) 13時～16時 横浜市水道公会館	208	45	44	6
旭	8月12日(日) 13時～16時 旭公会堂	86	5	10	8月26日(日) 13時～16時 旭公会堂	349	38	38	9月26日(水) 18時～21時 旭公会堂	239	49	47	9
磯子	8月22日(水) 13時～16時 区役所会議室	61	17	27	9月11日(火) 18時30分～21時30分 磯子公会館	400	43	41	10月13日(土) 13時～16時 磯子公会館	231	42	43	3

金	8月30日(木) 18時30分～21時30分 金沢公会堂	127	19	23	9月22日(土) 14時～17時 金沢公会堂	321	44	41	10月24日(水) 19時～22時 金沢公会堂	282	40	50	2
港	8月18日(土) 13時～16時 港北公会堂	90	18	30	9月9日(日) 13時30分～16時30分 港北公会堂	342	50	39	10月6日(土) 13時～16時 瀬島小学校体育館	242	49	53	4
緑	8月15日(水) 13時～16時 緑公会堂	113	14	18	9月2日(日) 13時～16時 緑公会堂	331	52	56	10月3日(水) 13時～16時 緑公会堂	267	41	40	9
戸塚	8月23日(木) 13時～16時 区役所会議室	92	12	19	9月16日(日) 13時～16時 東戸塚小学校講堂	322	44	42	10月14日(日) 13時～16時 中和田中学校体育館	185	39	42	17
瀬谷	9月3日(月) 13時～16時 区役所会議室	89	11	14	9月29日(土) 19時～22時 瀬谷公会堂	361	44	28	10月28日(日) 13時～16時 瀬谷中学校体育館	209	38	36	0
計	14回	1,317	198	284	14回	4,297	596	570	14回	3,158	598	641	80

集会所別参加者総数 8,772人、同発言者総数 1,392人、総合計画関係意見総数 1,575件